

日獵会報第46号

令和2年

JAPAN HUNTERS ASSOCIATION

NEWSLETTER

2020.9

Vol. **46**



一般社団法人大日本獵友会
法人設立八十周年記念式典



一般社団法人 大日本獵友会



(ゴイサギ)

日猟会報

第46号 令和2年9月

目次

会長挨拶-----	1
特集1 集中捕獲体制構築に向けて -----	2
特集2 八十周年記念事業報告 -----	6
狩猟ニュース-----	11
レンジャーだより	
ヤクシカと生きる -----	14
令和元年度事業報告等-----	16
日猟トピックス -----	22
実包管理帳簿様式-----	24
大日本猟友政治連盟の活動報告 -----	26
統計資料-----	28
共済だより -----	34
狩猟事故共済普通保険約款 -----	41
「ポスターの女性（ひと）」紹介 -----	48
環境省からのお知らせ-----	49

会長挨拶



大日本猟友会の構成員の皆さま

新型コロナウイルスにより全国で思いもかけぬ状況となっておりますが、構成員の皆さまにおかれましては、元気に山野を駆け巡っておられることと存じます。

さて、例年とは違う状況の中、6月に定時総会・理事会を開催し、新執行体制が決定されるとともに、私こと会長に再任されました。6期11年目となります。引き続き全国の猟友の代表として狩猟に関する諸課題に全力で取り組んで参りますので、変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

特に本年は、あと3年後に迫った「シカ・イノシシの2023年半減目標」の達成に向けて、20万頭の追加捕獲が求められており、「狩猟期間中の集中捕獲」の実現に向けて全国の猟友会を挙げて取り組む所存です。また、これにも関連して、担い手育成確保のための新たな支援制度創設、ライフル所持許可要件の緩和、アマチュア無線の利用拡大等の課題にも積極的に取り組んで参ります。

去年は、本会が社団法人となって八十周年を迎えたことから、9月に10数年ぶりの「安全狩猟射撃全国大会」を大阪府で開催するとともに、10月には「八十周年記念式典及び祝賀会」を開催し、各都道府県猟友会長さんに加え、多数の国会議員、関係省庁幹部にもご参加いただきました。また、翌週に皇居で行われた「即位礼正殿の儀及び饗宴の儀」には、環境関係の団体の長としてご招待を受ける大変な光栄に浴しました。これも日頃の皆さまの鳥獣被害対策等への貢献の賜物と、心より感謝申し上げます。

むすびに、新型コロナウイルスには呉々もご留意の上、間もなくの新猟期に向けて十分な準備をされ、無事故無違反の狩猟に努めていただくことをお願いし、ご挨拶といたします。

令和2年9月

一般社団法人大日本猟友会
会長 佐々木 洋平

ニホンジカ・イノシシの 集中捕獲体制構築に向けて

今年の会報冒頭の特集は、現在政府及び与党で検討が進められている「ニホンジカ・イノシシの捕獲の強化」についてです。

「2023年半減目標」の確実な達成と野生鳥獣被害激減に向け、二階俊博自民党幹事長(鳥獣議連会長)の叱咤激励を受けて、関係省庁では取組みが進められており、大日本猟友会も全面的に協力しています。

近年生息数を大きく増加させたニホンジカ・イノシシ等の対策のため、平成19年(2007年)には議員立法で「鳥獣被害対策特別措置法」が制定され、全国の猟友会が全面的に協力して捕獲等の鳥獣被害対策事業が実施されてきました。

また、環境省・農水省では、平成25年(2013年)に、2011年を基準年とした「ニホンジカ・イノシシ2023年半減目標」を設定し、指定管理鳥獣捕獲等事業の創設や鳥獣被害防止対策事業の拡充など半減目標達成に向けた捕獲の強化を図り、平成30年(2018年)度では、両種合わせて116万頭が捕獲され、生息頭数は減少傾向にあります。

しかし、目標まであと3年の今年の現状をみると、このような大量捕獲にも拘わらず半減目標の達成は難しい状況であり、更なる捕獲強化が必要となっています。2月に開催された自民党の鳥獣捕獲緊急対策議員連盟(「鳥獣議連」)の合同会議では、二階議連会長(幹事長)から、「毎年捕獲を行っているというが農業被害は一向に減っていない。2023年には被害がほとんどなくなったと言えるように、関係省庁と大日本猟友会は集中的な対策を至急検討せよ!」との強い要請がありました。

これを受けて、大日本猟友会では、佐々木会長が「ニホンジカ・イノシシの新たな捕獲体制の構築に向けた提案」をまとめ、また、鳥獣議連では、鶴保庸介参議院議員(自民党鳥獣被害対策特別委員長・鳥獣議連会長代行)を座長とする「対策推進検討プロジェクトチーム」を設置して具体的な検討を進め、6月に開催された合同会議において、本会提言を踏まえた上で農水省・環境省から提出された「鳥獣捕獲の抜本的な強化に向けた具体策」(4頁参照)を了承しました。

対策の基本は、「狩猟期における猟友会を挙げた20万頭の集中捕獲による捕獲強化」で、具体策の実施に向けて、現在予算獲得や制度構築などの検討が進められています。

本会は当対策に全面的に協力して参りますので、各都道府県猟友会及び所属構成員の方々のご理解・ご支援をよろしくお願いいたします。



(鳥獣議連で意見を述べる佐々木会長。R2年2月)



(対策強化を指示する二階会長。R2年6月)

平成30年度のニホンジカ・イノシシの捕獲頭数(速報値、環境省資料)

登録狩猟	28万頭
鳥獣被害防止事業	78万頭
個体数調整事業	6万頭
指定管理鳥獣捕獲等事業	4万頭
計	116万頭

対策推進検討プロジェクトチーム

座長

鶴保庸介鳥獣議連会長代行(和歌山県選出)

委員

高鳥修一衆院議員(新潟県選出)

谷公一衆院議員(兵庫県選出)

武部新衆院議員(北海道選出)

牧島かれん衆院議員(神奈川県選出)

堂故茂参院議員(富山県選出)

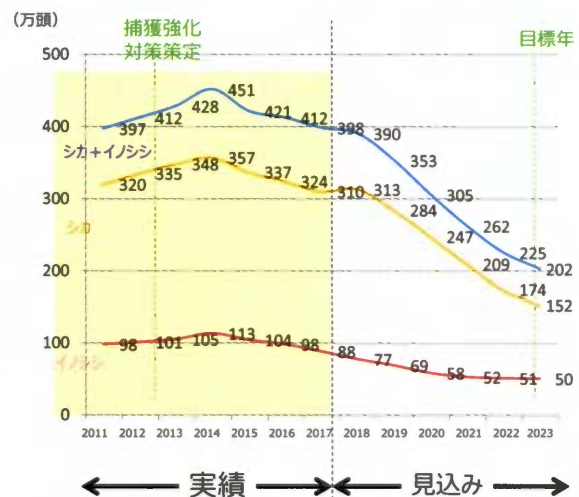
半減目標に向けたシカ・イノシシの捕獲・推定生息頭数の状況

- 直近のシカ・イノシシの捕獲頭数は年間120万頭程度。
- シカ・イノシシの半減目標を達成するためには、当面は年間140万頭の捕獲が必要。

シカ・イノシシの捕獲頭数の推移



シカ・イノシシの推定生息頭数(中央値)



ニホンジカ・イノシシの捕獲頭数と生息頭数(含予測、環境省資料)

■シカ・イノシシの新たな捕獲体制構築に向けた 大日本猟友会からの提案（概要）

1. 適正な個体数調整には短期間の徹底した捕獲のための早急な体制構築が重要
2. 集中捕獲期間は 3 年間
3. 11 月から翌 3 月までの狩猟期間中の「許可捕獲」を各都道府県全域で実施
4. 新規捕獲事業の年間捕獲頭数は 20 万頭
5. 新規捕獲事業の「捕獲奨励金」（現在はバラツキがあり）は 1 頭当たり 17,000 円以上
（※総額 34 億円＋ α が必要）

■提案推進のための課題（関係省庁）

○農林水産省・環境省

新規捕獲事業、有害捕獲事業及び指定管理鳥獣捕獲等事業のすみ分け

- (1) 新規捕獲事業：狩猟期間中に各都道府県全域で実施
- (2) 有害鳥獣捕獲事業：4 月～9 月に各市町村域で実施
- (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業：必要な時期に特定地域で実施

※狩猟期間中（冬季）のメスジカ捕獲は、2 頭の捕獲に匹敵

※各都道府県全域での実施により、捕獲強化、個体数の容易な減少が可能

※従事者は各都道府県猟友会会員とし、希望者は原則全員参加

その他

- ・捕獲個体の確認方法の統一
- ・捕獲個体の残渣の適正処理に関する支援強化
- ・捕獲の担い手育成にかかる助成制度の拡充
- ・生息状況調査等へのドローンの活用推進

○警察庁

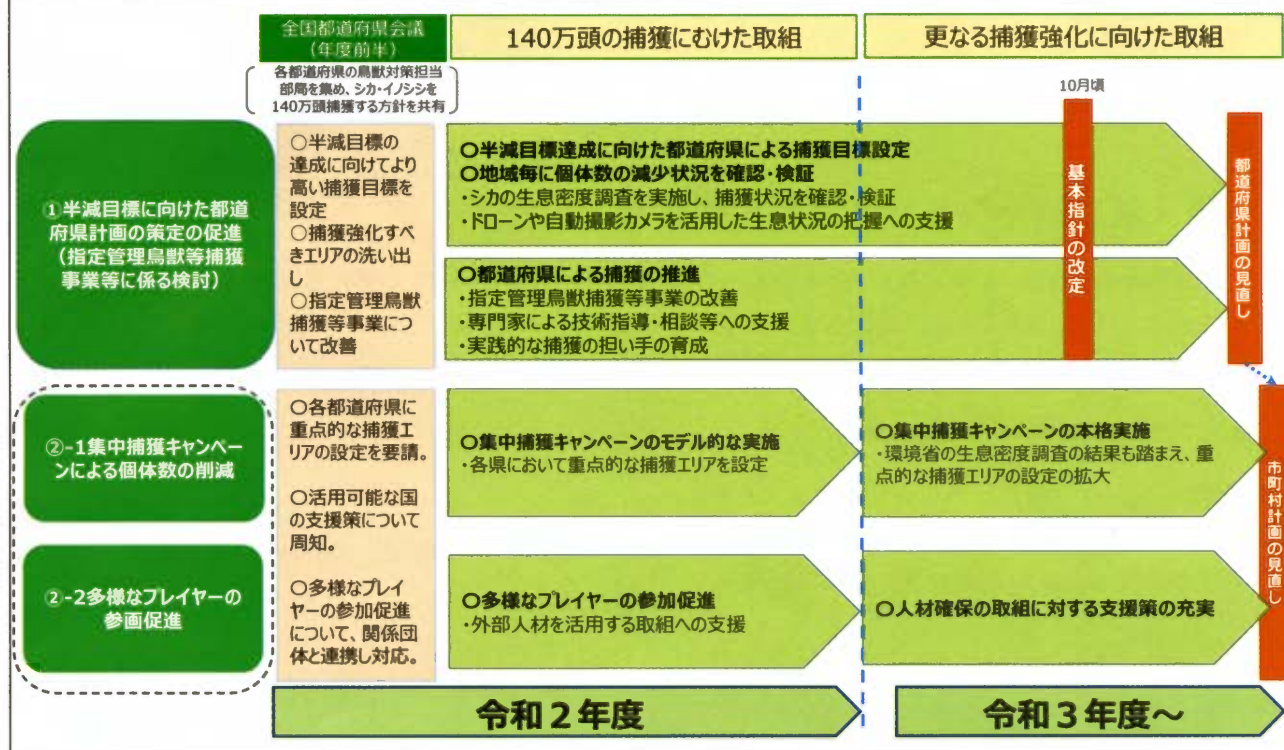
- (1) ライフル銃所持許可 10 年要件の緩和
- (2) ライフル用実包無許可譲受数量の拡大
- (3) 「ハンティングスクール」の開校
- (4) 各事業の実施隊員及び捕獲隊員の「技能講習」の免除

○総務省

- (1) 特別許可による各事業での「アマチュア無線」の使用

鳥獣捕獲の抜本的な強化のスケジュール(案)

- 現状のままではシカ・イノシシの半減目標の達成が困難であることを踏まえ、捕獲の強化のため、①都道府県における目標設定を徹底するとともに、②集中捕獲キャンペーン等の重点的な捕獲を推進する。



鳥獣議連合同会議資料（農水省・環境省）

【お知らせ】

新規第一種構成員支援事業について

第一種銃猟免許所有者（いわゆる「ハンター」）は高齢化と減少が進み、ピーク時には40万人を超えていた本会構成員も現在では6.4万人にまで減少し、近い将来には鳥獣被害対策にも支障を来す状況となっています。

国や多くの自治体でもハンター増加に取り組んでおり、近年新規参加者は増加傾向にあるもののまだ十分ではありません。また、第一種銃猟免許・銃砲所持許可の取得には、受験料以外にも射撃教習代等と猟銃等の猟具購入にも大きな経費がかかります。

このため、大日本猟友会では、今年度から第一種銃猟構成員として加入される方を対象として、都道府県猟友会を通じた次の2つの「経費支援事業」を創設しました。

①新規第一種銃猟構成員支援事業

狩猟免許・銃砲所持許可を取得し、かつ猟友会に新規加入（構成員種別の変更も含む。）し狩猟者登録を行った若手男性（40歳未満）と女性全員に、1人当たり3万円を支給します。

②猟銃譲渡促進事業

先輩構成員（60歳以上）が引退等で不要となる愛銃を新規構成員に譲渡した場合に、1件当たり2万円を支給します。

当事業は、ハンティングに興味を持つ方の狩猟免許等の取得と猟友会加入を、少しでも支援したいという想いで創設したものです。

構成員の皆さんは、是非この制度を活用し、猟友の増加に力をお貸しください。

八十周年記念事業報告



1. 法人設立八十周年記念式典・祝賀会

大日本猟友会は、昭和 14 年（1939 年）8 月に社団法人として設立され、昨年法人設立八十周年を迎えました。これを記念して、10 月 16 日、帝国ホテル東京において、記念式典及び祝賀会を盛大に開催しました。

○法人設立八十周年記念式典

記念式典は、14 日に東日本を襲った台風 19 号の影響が心配されましたが、幸い関係省庁等の来賓及び都道府県猟友会会長の参加の下、盛大に開催することができました。

台風 19 号の犠牲者に対する黙祷、君が代斉唱、佐々木会長の式辞に続き、環境大臣、農水大臣、二階自民党幹事長、石田公明党政調会長からの祝辞と安倍内閣総理大臣からのお祝いのメッセージが大画面で紹介されました。（註：一介の一般社団法人に総理が祝辞を寄せることは極めて異例です。）

続いての功労者表彰では、狩猟行政等に貢献のあった都道府県猟友会会長に加え、大日本猟友会も環境大臣及び農水大臣から感謝状を受けました。近年はなかった大臣表彰であり、これも大変な名誉でありました。また、佐々木会長より梶光一東京農工大名誉教授に「特別感謝状」を贈呈しました。

さらに、八十周年記念誌と「八十年の歩み」の紹介に続き、今回新たに制定した「猟友会憲章」の発表が行われ、本会は常にこの憲章を胸に狩猟者としての活動を行っていくとの決意を参加者全員で共有しました。

記念式典に先立っては、日本体育大学理事長で元衆議院議員の松浪健四郎様による記念講演が行われ、アマチュアレスリングの選手でもあった松浪理事長から、「狩猟の振興に関する課題と猟友会への期待」と題して、海外でのレスリング指導の経験を交えた食とジビエ利活用の重要性などについてお話をいただきました。

記念式典次第（会場：帝国ホテル 桜の間）

- ・開 式
 - ・黙 祷
 - ・君が代斉唱
 - ・式 辞 大日本猟友会会長 佐々木 洋平
 - ・来賓挨拶
 - 内閣総理大臣 安倍 晋三 様 ※ビデオメッセージ
 - 環境大臣 小泉 進次郎 様（代理 佐藤副大臣）
 - 農林水産大臣 江藤 拓 様（代理 加藤副大臣）
 - 自由民主党 二階 俊博 幹事長 様
 - （代理 林幹事長代理）
 - 公明党 石田 祝稔 政務調査会長 様
 - ・来賓紹介
 - ・功労者表彰
 - 環境大臣表彰状・感謝状
 - 農林水産大臣感謝状
 - 環境省自然環境局長感謝状
 - 大日本猟友会会長表彰状・感謝状
 - ・「八十年の歩み」紹介
 - ・「猟友会憲章」発表
 - ・祝電等披露
 - ・閉 式
- 司会：重信 香織（フリーアナウンサー）

安倍内閣総理大臣ビデオメッセージ

皆様こんにちは。内閣総理大臣の安倍晋三です。

本日、一般社団法人大日本猟友会の法人設立八十周年記念式典が開催されますことを、心よりお慶び申し上げます。

日本人は古来、里山など豊かな自然と共生しながら生物多様性を守ってきました。その結果、我が国は世界有数の経済大国でありながら、様々な野生動物が生息する自然大国でもあります。我が国の食や芸術、文化の中には、狩猟を通じて育まれてきたものも少なくありません。一方で、狩猟者の役割は時代と共に変化しています。現代社会においては、鳥獣の保護、管理の担い手としての役割が大きく期待されています。

鳥獣被害は、農山漁村に深刻な影響を及ぼしています。農作物の被害は平成24年まで200億円を超える高い水準で推移していました。しかしながら、各地の猟友会の皆様のご協力もあって、第二次安倍政権発足以来、被害額は6年連



続で減少しています。鳥獣対策が着実に成果を上げている証です。また、ジビエとしての活用も進めています。この2年で利用量は1.5倍に増加しました。佐々木会長には、ハンターとしての立場から、現場の実情に即した貴重なご意見をいただいています。

鳥獣対策は農業の活性化や地方創生を推進するための基盤です。農家の皆さんが安心して農業を営めるよう、猟友会の皆様の引き続きのお力添えをお願いします。

結びに大日本猟友会の益々のご発展と、ご臨席の皆様のご健勝を祈念しまして、私のお祝いの言葉といたします。



佐藤ゆかり副大臣から環境大臣感謝状を受けた佐々木会長



佐藤ゆかり
環境副大臣



加藤寛治
農水副大臣



梶光一東京農工大名誉教授を特別表彰



林幹雄
自民党幹事長代理



石田祝稔
公明党政調会長



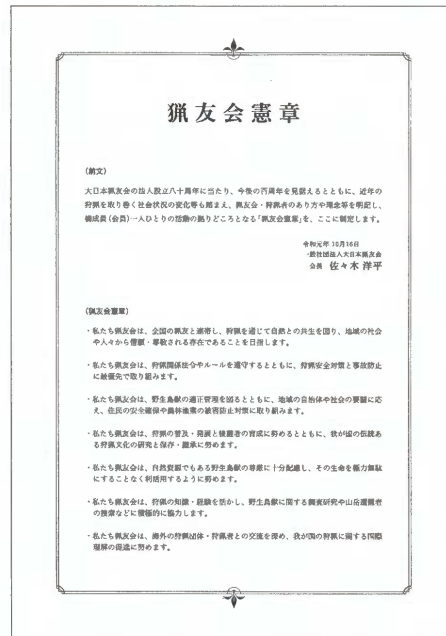
環境大臣感謝状



農水大臣感謝状



司会の重信香織さん



○記念祝賀会

会場を著名な「光の間」に移し、17時30分から盛大に記念祝賀会を開催しました。

佐々木会長の挨拶に続き、岐阜県出張から駆けつけていただいた二階自民党幹事長（鳥獣議連会長）、斉藤公明党幹事長（元環境大臣）、バラノピチ駐日ハンガリー大使から祝辞をいただき、伊吹元衆院議長のご発声で乾杯を行いました。

その後も台風19号災害対応でお忙しい公務を縫って続々と国会議員にご参加いただき、武部元自民党幹事長（元鳥獣議連会長）、菅内閣官房長官、江藤農水大臣をはじめ錚々たる先生方から、ほとん

ど途切れることなくお祝いのスピーチをいただきました。また、大型スクリーンで、安倍総理大臣のお祝いメッセージが再度放映されました。

会場では、各所で地元出身の国会議員を囲んだ懇談や名刺交換、記念写真撮影が行われるなど大きな盛り上がりを見せ、ホテルの方の話では、国会議員のパーティでもこれほど華やかな会はあまりないとのことで、佐々木会長の人脈の広さと猟友会に対する皆さんの期待の大きさが実感できました。



大勢の国会議員を前に挨拶する佐々木会長

○挨拶・スピーチをいただいた来賓の方々（スピーチ順）



二階俊博自民党幹事長
(鳥獣議連会長)



斉藤鉄夫公明党幹事長



バラノビチ駐日ハンガリー
特命全権大使



伊吹文明元衆院議長



武部勤元自民党幹事長
(元鳥獣議連会長)



河村建夫元内閣官房長官



松浪健四郎日体大理事長
(元衆院議員)



鶴保庸介元沖縄北方等担当大臣
(鳥獣議連会長代行)



伊東良孝農水副大臣



牧島かれん衆院議員
(わな猟免許保有)



片山さつき
元地方創生等担当大臣



吉川ゆうみ参院議員



高鳥修一自民党筆頭副幹事長・
総裁特別補佐
(新潟県猟会員)



北村誠吾地方創生等担当大臣



中川雅治元環境大臣



菅義偉内閣官房長官



江藤拓農水大臣



2. 安全狩猟射撃全国大会

昨年9月29日(日)には、大阪府泉南市の「大阪総合射撃場」を会場に、10数年ぶりに八十周年記念の「安全狩猟射撃全国大会」を開催しました。参加は各都道府県猟友会代表の1チーム3名(男子66歳以上・未満、女子)で、種目はクレ射撃3種(トラップ・スキート・ラビット)です。

大会は、大阪府猟友会の皆さん(実行委員長:阪口大阪府猟会長)の全面的な協力により実施され、優勝は何と佐々木会長の地元・岩手県猟友会でした。

女性の部(オープン参加)も今回から設けられました。

また、前日の夜には、関西国際空港にほど近い「スターゲートホテル関西エアポート」において「前夜祭」が開催され、全国から参加の腕利きのハンター同士が交流を深めました。

各部門の優勝～第三位の結果は以下のとおりで、賞状と記念カップ・メダル、それに副賞(個人)として佐々木会長が育てたコシヒカリ30・20・10kgの目録が贈呈されました。

【団体の部】

優勝:岩手県猟友会
準優勝:埼玉県猟友会
第三位:岡山県猟友会

【66歳以上の部】

優勝:中西 良治(岡山県)
準優勝:糸久 邦夫(千葉県)
第三位:佐々木敏彦(宮城県)

【65歳以下の部】

優勝:多田 友和(岩手県)
準優勝:山田 祐一(埼玉県)
第三位:渡部 哲也(島根県)

【女性の部】

優勝:米山 美希(長野県)
準優勝:木村 美穂(広島県)
第三位:宗安 愛美(岡山県)



大会会場の歓迎ゲート



表彰式での阪口大会実行委員長挨拶



入賞者に授与された記念メダル

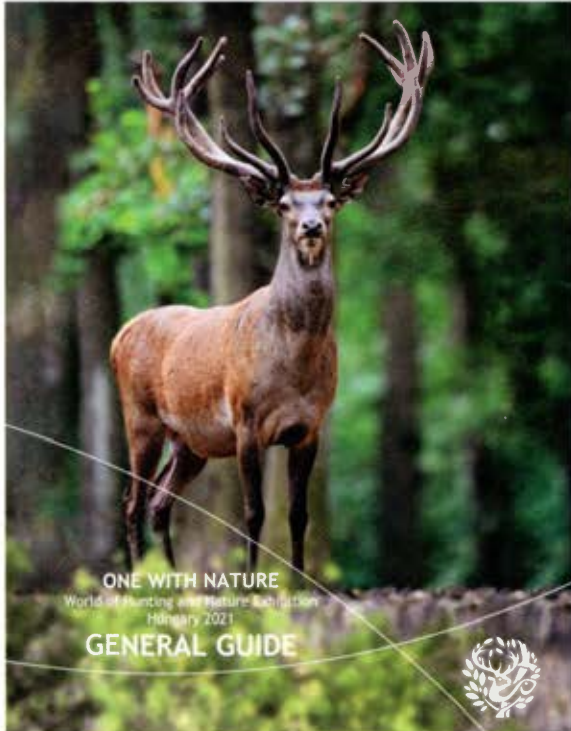


団体優勝の岩手県チーム



表彰式:大阪府猟友会提供

狩獵ニュース

Japan Hunters Association
Newsletter vol.462021 HUNTING EXPO
(狩獵万博)の開催日程決定！

1871年、欧州で初めての狩獵に関する展示会が狩獵の盛んなハンガリーにおいて開催され、その100年後である1971年には、「The Exhibition World of Hunting」がブダペストにおいて開催され、国外からの20万人を含む200万人もの人が訪れました。

爾來、50年目となる来年は、ハンガリーそしてヨーロッパでも新型コロナウイルス感染症が懸念される状況ではありますが、再びハンガリーの地において、現在の状況が打開されている希望の下、9.25-10.14の3週間、「World of Hunting and Nature Exhibition -ONE WITH NATURE-」が開催されることが発表されました。

50年前の大日本獵友会からの参加については、今となっては残念ながら不明ですが、当時本会は狩獵や渡り鳥保護の国際交流に参加し、佐藤民三郎会長（当時）は国際派として有名な方でしたので、有志が参加した可能性はあると思われます。

2年前から再加入したCIC（国際狩獵・野生動物保全評議会）の本部があるのもハンガリーです。CICはこのEXPOに全面的な協力を行います。

今年のCIC通常総会は、バルト三国のラトビアで開催予定でしたが、コロナウィルス禍により中止になってしまいました。昨年5月の南西アフリカ・ナミビアでの総会には昨年の本誌で既報のとおり佐々木会長が参加したところです。

来年のCIC総会はこのEXPOに合わせてハンガリーで開催される予定で、本会からも参加を計画しています。国際的な狩獵や野生生物保護に興味のあるハンターの方は、是非来年秋ハンガリーを訪問しましょう！

詳細は次のWEBサイトで。

▶ <https://onewithnature2021.org/en>



(会場計画図)



北海道国有林・道有林の狩猟規制が緩和！

北海道の国有林・道有林内での登録狩猟については、一昨年11月の森林管理局職員誤射死亡事故を受けて、入林作業者の安全確保等のため、平日の入猟を禁止する措置が取られていました。

今年度は、北海道猟友会などによる事故防止対策の進捗等を踏まえて、一部の銃猟立入禁止区域を除き、平日も入猟可能となりました。

詳細は、北海道森林管理局発表の資料をご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/press/kanri/200730.html>

今年度は2年ぶりに平日でも登録狩猟が可能となりました。道外のハンターの方には朗報です。コロナ対策に十分留意の上、北海道のエゾシカ・ハンティングにお出かけください。

野生イノシシの豚熱（CSF、旧名：豚コレラ）感染続く！

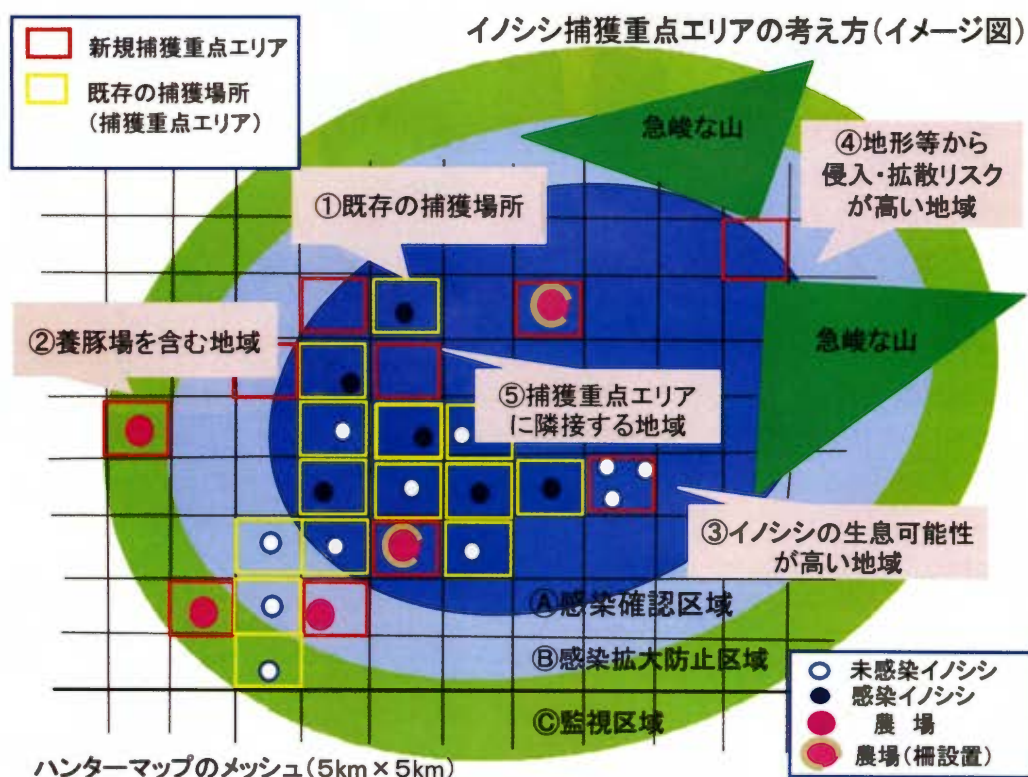
一昨年、中部地方から飼育豚と野生イノシシへの感染が始まった豚熱（Classic Swine Fever）は、関係猟友会の協力により、野生イノシシの捕獲や経口ワクチン接種が行われていますが、現在でも制圧には至っていません、発生地域の拡大が懸念されています。

また、これに伴い、多くの県でイノシシ肉の流通が規制されています。

特に夏の時期の捕獲等は、コロナウィルス対策もあり、暑さの中大変な作業ですが、関係猟友会の皆さんが熱心に取り組んでいます。

○野生イノシシの捕獲に取り組んでいる関係都府県

長野、静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、沖縄



出典：農水省

日本ジビエ振興協会がコロナ禍応援で鹿肉レトルト商品を開発！

新型コロナウイルスの影響により、ホテルやレストランなどの飲食業界が大きな影響を受けており、これに伴いジビエがダブついている状況で、政府が進めている「ジビエ利活用の推進」にも影響が及んでいます。

このため、一般社団法人日本ジビエ振興協会（代表理事：藤木徳彦氏）では、行き場を失ったジビエを買い取ってレトルト商品に加工・販売するという応援プロジェクトを開始しました。

今回開発の商品は鹿肉を使ったもので、9種類も

あり、セットでの販売も行っています。今後は、現在CSFの影響もある猪肉も利用予定とのことです。味はジビエシェフである藤木さんの折紙付きです。

大日本猟友会はこの取組みを応援しています。全国の猟友の皆さん、是非このジビエ商品を購入して、ジビエ振興に取り組む方々を応援しましょう！

詳しくは、次のお取り寄せサイトにアクセスしてください。

<https://www.47club.jp/19M-000140oqg>

日本ジビエ振興協会レシピ監修
ジビエレトルト食品

新型コロナウイルス感染症の影響により、処理施設で在庫となっていたお肉で、おいしいレトルト食品を開発しました。ぜひ、ご賞味ください！

※表示価格は税抜きです。

 スパイシー鹿カレー 内容量：200g (1人前) ¥655	 こだわりのデミグラスソースの鹿シチュー 内容量：200g (1人前) ¥710	 デミグラスソース仕立ての鹿ハンバーグ 内容量：200g (1人前) ¥670
 コクの鹿ハヤシ 内容量：200g (1人前) ¥655	 黄金の鹿コンソメ 内容量：250g (2人前) ¥630	 ご飯がすすむ、鹿しぐれ 内容量：100g ¥630
 待ってました！鹿鶏肉の素 (ホイコーロ) 内容量：200g (2人前) ¥680 ※要調理 (野菜は別途ご用意ください)	 みんな大好き！青椒肉絲の素 (チンジャオロース) 内容量：200g (2人前) ¥520 ※要調理 (野菜は別途ご用意ください)	 鹿麻婆豆腐の素 内容量：200g (2人前) ¥500 ※要調理 (豆腐は別途ご用意ください)

ジビエ応援セット ¥5,200

＜セット内容＞
上記の全種類を各1パックずつ

ジビエで中華セット ¥1,700

＜セット内容＞
・待ってました！鹿鶏肉の素 × 1
・みんな大好き！青椒肉絲の素 × 1
・鹿麻婆豆腐の素 × 1

ジビエ入門セット ¥2,300

＜セット内容＞
・スパイシー鹿カレー × 1
・こだわりのデミグラスソースの鹿シチュー × 1
・デミグラスソース仕立ての鹿ハンバーグ × 1
・コクの鹿ハヤシ × 1

ファミリーセット ¥3,000

＜セット内容＞
・スパイシー鹿カレー × 2
・待ってました！鹿鶏肉の素 × 1
・みんな大好き！青椒肉絲の素 × 1
・鹿麻婆豆腐の素 × 1


 一般社団法人
日本ジビエ振興協会
 Japan Gibier Promotion Association
おいしいジビエを日本の食文化として普及させ、地域に貢献する

ご購入は、オンラインショップにて
お願いいたします！
(8月末より販売開始予定です。)
<https://www.47club.jp/19M-000140oqg>



レンジャーだより

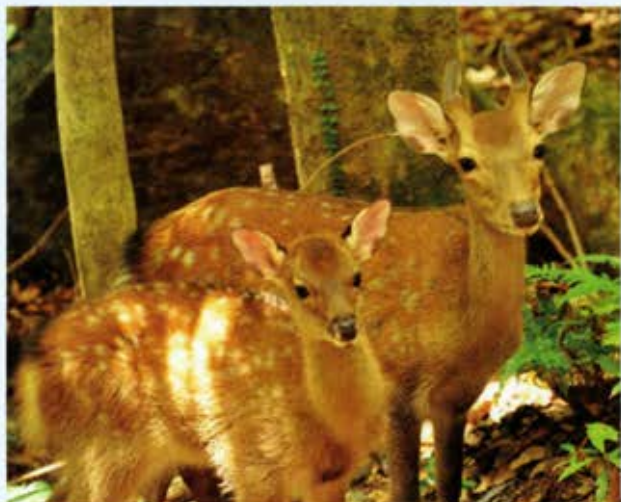
ヤクシカと生きる

～一緒につくっていこう、未来の屋久島～

(前) 環境省九州地方環境事務所
屋久島自然保護官事務所 柘植規江

ヤクシカを見たことがありますか？

ヤクシカはニホンジカの亜種ですが、特に体が小さいのが特徴で、他の亜種であるホンシュウジカや、ましてやエゾシカを見慣れている人が見たら、その小ささに驚くことでしょう。



写真：ヤクシカ

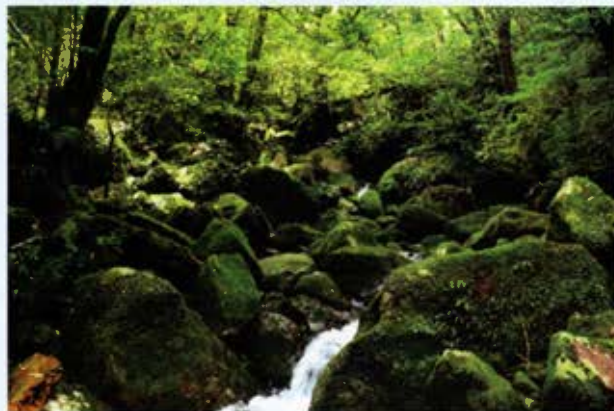
■世界でたった一つの屋久島

そのヤクシカの棲む屋久島は、日本の南、黒潮の真っ只中であって、標高約 2,000m の山々がそびえ立ち、洋上アルプスとも呼ばれています。

このため、海岸には亜熱帯植物が生育し、山頂には雪が降るといように、島の中に日本の気候が凝縮し、その環境に応じた様々な植生に覆われています。

黒潮の温かく湿った水蒸気は、屋久島の高い山にぶつかって 10,000mm / 年もの雨を降らせ、多くのコケやシダ、ランなどを育み、樹齢数千年のヤクスギなどの巨木や、着生する多くの植物とあいまって、美しい森林景観をつくり出しています。

こうした美しい自然景観と特別な生態系が評価されて、屋久島は平成5年(1993年)に世界自然遺産に登録されました。世界でたった一つの屋久島の自然環境を、私たちは将来にわたって残していかなければなりません。



写真：屋久島の自然

■ヤクシカと人との関わり

また、屋久島には「サル2万、シカ2万、ヒト2万」という言葉があるほど、ヤクシカと人は身近な存在です。屋久島の縄文時代の遺跡からはシカの骨が出土しており、有史以前から関係が深かったと考えられます。農業への被害も近年初めて発生したわけではなく、江戸時代には集落総出で鹿垣をつくって農地を守ったという記録もあります。また、角・皮・肉は貴重な資源として活用しながら、昭和20年頃までは獲りすぎないようにしていたそうです。屋久島では、管理という概念が定着するずっと前から、人による資源保護と被害防止のためのヤクシカの管理が行われていたのです。

■ヤクシカが増えて起こったこと

過去のヤクシカの数はありませんが、昭和30～50年代には推定2千頭ほどまで減少したとされ、昭和46～平成19年度まで捕獲が禁止されました。しかし、近年の調査では生息数は増加し、また、捕獲していない地域や牧場では特に高い密度で生息していることが分かっています。

ヤクシカが増えたことで、屋久島の生態系や生物多様性への被害が目立つようになりました。屋久島固有の植物や希少な植物が食べられて数が減ったり、新芽が食べられて森の将来を担う次世代が育っていなかったり…。雨で土壌が流れてしまうこと等も懸念されています。

また、屋久島特有の美しい高層湿原も、ヤクシカの食害や踏圧等により景観が変わってしまいました。農業被害が大きくなったり、ダニやヒルの分布を広げたり、車とぶつかって事故を起こしたりなど、私たちの生活にも様々な影響が出ています。

生態系保護のため、各地に植生保護柵が設置されましたが、植物が保護されるのはごく一部ですし、柵内はヤクシカ0頭という屋久島では異質な空間になってしまいます。



■ヤクシカ・人・自然 共生のために ◇ヤクシカを管理する

「自然にまかせるべき」との意見もあるかもしれませんが、しかし、近年みられるヤクシカの増加は、森林環境の変化やシカの保護対策の強化など、複数の人為的要因によるものと考えられています。また、ヤクシカの増加が生態系に深刻な影響を与えていることも事実で、ヤクシカの数进行管理する必要があります。

ただ、ヤクシカの数がどれくらいになったら生態系への影響が緩和され、植生が回復するのかはまだわかっていません。そのため、屋久島では、専門家に意見をもらいながら、環境省・林野庁・鹿児島県・屋久島町・猟友会などの関係機関が協力して、科学的かつ順応的管理を行っています。

順応的管理とは、計画がその目標を達成しているかを様々なモニタリングによって検証しながら、その結果に合わせて柔軟に方策を修正していく管理の仕方のことです。

◇「計画捕獲」のための体制づくり

世界遺産地域を含む保護地域内で、生態系管理の一環として、実施計画を作成して順応的に行うヤクシカの捕獲のことを「計画捕獲」といい、目的や計画性、捕獲の際に求められる知識、技術、体制等の違いから、有害鳥獣捕獲や狩猟とは明確に区別されます。

現在、屋久島で捕獲が実施されているのは島周辺部での有害鳥獣捕獲や狩猟にはば限られており、生息密度が高い西部地域や希少種・固有種が多く生息する保護地域での捕獲はほとんど実施されていません。

そのため、屋久島では、高い意識と専門技術をもった従事者による科学的・計画的な個体数管理を、地域主体で継続的・自律的に実行していける体制づくりを進めています。

まずはシャープシューティング体制による捕獲の検討を進めており、学習ジカをつくり出すことなく高い捕獲効率を継続させることを念頭に、地域の条件に合う捕獲を、地域主体で立案、実行できるようになってきていることが大きな成果です。PDCA(計画・実行・点検評価・改善)サイクルに基づき、目標達成(密度調整)に向けてチームプレーで展開します。

シャープシューティングとは、計画を実行することができる高い技能と専門性をもった捕獲技術者が従事する、銃器を用いた捕獲体制の総称です。



※屋久島では様々な法手続きを経て、専門家の指導・関係機関の協力の下で実施しています。

■ヤクシカとともに

屋久島には多様な自然環境があり、地域によりヤクシカの密度も様々なので、計画捕獲のためには多様な方法の導入が必要です。現在、これまで捕獲が行われておらず、ヤクシカの密度の高い島の西部地域での計画捕獲の検討を進めているところです。

ヤクシカは、屋久島の生態系を構成する重要な生き物です。今まで通りヤクシカが暮らしながら、現在見られるような生態系被害も発生しない、バランスのとれた生態系の状態にするために、今後も生態系被害やヤクシカの生息状況をモニタリングし、適正なヤクシカの生息密度を検討していく必要があります。

また、ヤクシカは古くから島民が活用してきた自然資源であり、観光資源でもあります。人とヤクシカがより良く共生するために、ヤクシカの捕獲や農林業被害の発生を防ぐ柵の設置など、様々な主体が連携して管理を続けて、農林業被害や生活環境被害を感じない程度に人とヤクシカが共生する状態にすることが重要です。

本誌では、全国の国立公園などにおける野生鳥獣の管理に関する話題について、現地で勤務する環境省の自然保護官(レンジャー)に、シリーズで執筆をお願いしています。

令和元年度事業・決算 及び 令和2年度事業計画・予算の報告等

6月16日、東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷において、令和2年度定時総会が開催され、令和元年度事業報告・決算及び役員改選の提出議案が承認されました。また、2年度の事業計画と予算は、3月26日に開催された元年度第2回理事会で承認（5月に一部変更）されています。

● 令和2年度定時総会の概要(6.16開催)

今年度の定時総会は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、会員（各都道府県猟友会）からの参加者は1名に限定するとともに、関係国会議員及び省庁の来賓は招待せず、さらに、会場は「ソーシャル・ディスタンス」を確保しての開催となりました。

特に、今年度は役員改選期に当たり、右表のように、総会終了後の理事会で佐々木会長が再選（第6期、11年目）されるなど、新たな役員体制が決定しました。

また、会の冒頭、元年度の構成員数増加率上位の都道府県猟友会の表彰と、今回勇退される都道府県猟友会長へ感謝状の贈呈を行いました。

なお、恒例の講演会や国会議員等をお招きしての懇親会は、本年は開催しませんでした。

・承認議案

- 第1号議案 令和元年度事業内容の報告について
- 第2号議案 令和元年度貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認について
- 第3号議案 理事及び監事の選任(改選)について



<大日本猟友会 新役員>

区分	氏名	現職
会長	佐々木 洋平	岩手県猟友会会長
副会長	高橋 徹	高知県猟友会会長
同	鈴木 理之	千葉県猟友会会長
同	池田 富夫	新潟県猟友会会長
同	佐藤 勝彦	愛知県猟友会会長
同	阪口 顯	大阪府猟友会会長
同	不老 安正	福岡県猟友会会長
専務理事	浅野 能昭	大日本猟友会
理事	堀江 篤	北海道猟友会会長
同	田島 隆	埼玉県猟友会会長
同	金澤 俊二郎	静岡県猟友会会長
同	大野 恵章	岐阜県猟友会会長
同	尾上 貞夫	和歌山県猟友会会長
同	國武 訓扶衛	広島県猟友会会長
同	新谷 和彦	山口県猟友会会長
同	杉谷 和彦	長崎県猟友会会長
同	小渡 亨	沖縄県猟友会会長
監事	辻 森金市	石川県猟友会会長
同	細田 信男	鳥根県猟友会会長

※任期は、令和4年6月（予定）の定時総会まで

<表彰獵友会>

◇構成員（総数）増加率上位獵友会

第1位 一般社団法人 奈良県獵友会

第2位 一般社団法人 宮城県獵友会

第3位 一般社団法人 山形県獵友会

◇第一種銃獵構成員増加率上位獵友会

第1位 一般社団法人 沖縄県獵友会

第2位 一般社団法人 富山県獵友会

第3位 一般社団法人 石川県獵友会



高橋副会長（高知県獵友会会長）が議長となり、議事を進行



佐々木会長から受賞県獵代表の辻森石川県獵友会長に表彰状を贈呈



感謝状贈呈

（左から天崎（北海道）、板橋（栃木）、内田（三重）各氏）

令和元年度事業内容の概要

昨年度は、法人設立八十周年に当たることから、本会のステータスを高める好機と位置付け、記念式典や10数年ぶりの安全狩猟射撃全国大会等の各般の記念事業を積極的に展開しました。

その他、長年の課題であった狩猟事故共済保険の約款等の見直しを行い秋の猟期から適用し、狩猟関係法令については、狩猟税の減免措置（地方税法）が元年度から5年間延長されるとともに、指定管理鳥獣捕獲事業の実包無許可譲受（火薬取締法）の対象化が実現しました。また、都道府県猟友会の協力により、構成員名簿の全国統一様式によるデータ化を行い、構成員の管理向上に大きな効果がありました。

狩猟の担い手育成確保については、引き続き都道府県猟友会への助成等を通じて重点的に取り組み、全体ではその減少は1%以下の最小限に留まりました。

さらに、5月には再加入したCIC（国際狩猟・野生動物保全評議会）のナミビアで開催された年次総会に佐々木会長が出席し、各国の狩猟者・機関と意見交換や交流を行いました。

なお、自民党公認で7月の参議院議員選挙比例区に立候補した尾立源幸氏の応援を行いました。残念ながら当選には至りませんでした。

収支は、八十周年記念事業関係と共済保険事業の支払額のやや増加があったものの、概ね健全な状況を維持しながら安定的に推移しました。

1. 構成員数

年度末で104,235人と微減でしたが、引き続き第一種銃猟構成員は減少しました。一方で、女性構成員は、2,154人から2,458人に大きく増加しました。

年度末構成員数

年 度	わな	網	第一種	第二種	合 計
29 年度	35,788	360	67,444	2,194	105,786
30 年度	36,059	344	65,905	2,734	105,050
元年度	37,477	340	63,747	2,671	104,235

単位：人

2. 重点事業

以下の事項について、重点的に事業を実施しました。

①法人設立八十周年記念事業

- ・記念式典・記念講演会・祝賀会（10月16日、帝国ホテル東京）

- ・安全狩猟射撃全国大会（9月29日、大阪総合射撃場）

- ・「構成員証」（裏面に「猟友会憲章」を掲載）の新規発行（3月）

- ・日猟会館展示物（はく製他）のリニューアル 他

②狩猟・猟友会に関する情報発信及びステータスの向上

- ・「猟友会憲章」の策定・公表
- ・SNSによる猟友会情報発信の強化及びWEBサイトのリニューアル準備
- ・野生動物管理に関する学会関係者や研究者等との交流、意見交換の実施
- ・CIC（国際狩猟・野生動物保全評議会）の年次総会への参加やハンガリー大使館との交流等の実施

③猟者育成確保対策の推進

- ・狩猟税の減免措置（地方税法）の5年間延長、指定管理鳥獣捕獲等事業の実包無許可譲受（火薬類取締法）対象化の実現
- ・都道府県猟友会の狩猟者の増加を目的としたイベント開催等への支援の拡充
- ・ハンティング・シュミレーター貸出し 他

④共済保険約款の改正及び安全狩猟対策の推進

3. 継続事業

- (1) 都道府県猟友会への各種助成金の支給

助成金総額 164,709 千円

- (2) 狩猟事故共済保険運営事業

保険金支払件数及び金額

年 度	他損死亡	他損傷害	自損等死亡	自損傷害等	計	支払額
29 年度	1	8	7	186	202	56,988
30 年度	1	2	19	223	245	80,219
元年度	3	6	8	263	280	85,680

単位：件、千円

- (3) ジビエ利活用の推進
- (4) ドローン技術者養成等
- (5) 狩猟読本・例題集、狩猟関係物品の販売・斡旋
- (6) 会報、講習会用ポスターの作成・配付
- (7) 狩猟者登録申請手続便覧の作成
- (8) 功労者の表彰等
- (9) 野生鳥獣感染症調査等への協力
- (10) 野生鳥獣の専門家との交流等
- (11) 国際交流の推進
- (12) 基本財産の管理運営、災害見舞金の給付 他

令和元年度 貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科 目	元年度				(参考) H30 年度
	事業等会計	共済会計	内部取引消去	計	
I 資産の部					
1. 流動資産	290,547,431	193,635,976	△ 259,834,441	224,348,966	225,950,464
2. 固定資産	360,871,570	746,945,000	0	1,107,816,570	1,150,938,056
(1) 基本財産	285,921,478	700,000,000	0	985,921,478	985,921,478
(2) 特定資産	69,029,440	0	0	69,029,440	58,334,238
(3) その他固定資産	5,920,652	46,945,000	0	52,865,652	100,682,052
資 産 合 計	651,419,001	940,580,976	△ 259,834,441	1,332,165,536	1,376,888,520
II 負債の部					
1. 流動負債	206,583,158	292,325,735	△ 259,834,441	239,074,452	245,554,129
2. 固定負債	75,553,344	150,507,151	0	226,060,495	275,598,404
負 債 合 計	282,136,502	442,832,886	△ 259,834,441	465,134,947	521,152,533
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	369,282,499	497,748,090	0	867,030,589	855,735,987
正 味 財 産 合 計	369,282,499	497,748,090	0	867,030,589	855,735,987
負債及び正味財産合計	651,419,001	940,580,976	△ 259,834,441	1,332,165,536	1,376,888,520

大日本猟友会の会費（構成員納入金）

本会の会費は、次のとおりとなっています。
都道府県猟友会の会費納入の際に、本会会費も併せて納入をお願いします。

種 別	会費の額	うち共済掛金額
第一種銃猟	4,800円	1,500円
第二種銃猟	3,300円	750円
わな猟	2,300円	750円
網 猟	2,300円	750円

* 複数の狩猟免許を有し、複数の狩猟登録を行う方は、会費の額の高い方の会員に加入して下さい。

令和元年度 正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科 目	元年度			(参考) 30 年度
	一般会計	共済会計	計	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	15,616,226	21,450,000	37,066,226	37,205,030
特定資産運用益	7	0	7	245
受取会費	275,792,500	125,986,500	401,779,000	409,119,500
支払備金戻入額	0	191,249,272	191,249,272	195,651,892
事業収益	88,416,966	0	88,416,966	158,369,047
雑収益	6,166,819	1,212,643	7,379,462	1,289,186
経常収益計	385,992,518	339,898,415	725,890,933	801,634,900
(2) 経常費用				
事業費	232,728,677	342,640,643	575,369,320	892,838,371
共済費	0	85,890,230	85,890,230	80,006,333
支払備金繰入額	0	206,237,463	206,237,463	191,249,272
事業管理費	47,270,509	25,325,297	72,595,806	67,306,254
管理費	64,567,123	0	64,567,123	29,291,001
経常費用計	344,566,309	367,965,940	712,532,249	989,435,626
評価損益等調整前当期経常増減額	41,426,209	△ 28,067,525	13,358,684	△ 187,800,726
投資有価証券評価損益等	0	1,642,000	1,642,000	911,676
当期経常増減額	41,426,209	△ 26,425,525	15,000,684	△ 186,889,050
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
責任準備金等戻入	0	146,801,069	146,801,069	141,691,750
経常外収益計	0	146,801,069	146,801,069	141,691,750
(2) 経常外費用				
責任準備金等繰入	0	150,507,151	150,507,151	146,801,069
経常外費用計	0	150,507,151	150,507,151	146,801,069
当期経常外増減額	0	△ 3,706,082	△ 3,706,082	△ 5,109,319
当期一般正味財産増減額	41,426,209	△ 30,131,607	11,294,602	△ 191,998,369
一般正味財産期首残高	327,856,290	527,879,697	855,735,987	1,047,734,356
一般正味財産期末残高	369,282,499	497,748,090	867,030,589	855,735,987
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	369,282,499	497,748,090	867,030,589	855,735,987

● 令和2年度事業計画・予算の概要

I. 事業の基本的な方針

令和2年度は、引き続き佐々木洋平会長の下、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ、これまでの事業を引き続き幅広く展開することに加え、政府・自民党で検討が進められている鳥獣被害対策強化のための新たな対策に応え、本会としても捕獲、個体数管理の強化に全面的に協力していきます。

さらに、その担い手である第一種銃猟（ハンター）構成員の増加に向けて、新規の免許取得等に関する経費支援事業を創設するなど、都道府県猟友会の理解・協力の下、一層の対応強化を図ります。また、関係法令の改正の実現に向けて、自民党鳥獣議連を通じた要請等を強化するとともに、豚熱感染防止対策、国際交流等にも積極的に取り組みます。

II. 重点的実施事業

- ① シカ・イノシシの捕獲強化に向けた支援・協力
- ② 新規ハンター構成員の増加のための新たな取り組み
- ③ ハンター増加のための銃刀法や鳥獣保護管理法の改正の推進
- ④ 豚熱拡大防止に関する協力
- ⑤ 国際交流の推進

III. その他の事業

各種会議の開催、共済保険事業の運営、県猟への助成金の配賦、物品の斡旋販売等の継続事業についても、適正かつ円滑な運営に努めます。

● 令和2年度予算の概要

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	一般会計	共済会計	計	(参考) 元年度
1. 収入				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	14,700	22,550	37,250	32,860
受取会費	270,670	123,750	394,420	392,540
事業収益	95,750	191,249	286,999	293,310
支払備金等戻入額	0	191,249	191,249	195,650
斡旋売上	95,000	0	95,000	95,760
事業受託	750	0	750	1,900
雑収益	1,000	1,175	2,175	3,200
経常収益計	382,120	338,724	720,844	721,910
2. 支出				
(1) 経常費用				
事業費	329,630	336,957	666,587	495,380
給料手当	23,100	9,900	33,000	37,640
助成金	198,200	31,000	229,200	163,130
調査事業費等	6,750	0	6,750	58,850
販売物品等仕入	43,450	0	43,450	30,300
普及啓発事業	14,500	0	14,500	14,500
帽子ベスト作成費	5,550	5,550	11,100	5,000
共済費	0	60,000	60,000	77,000
支払備金繰出	0	206,237	206,237	191,000
事故防止対策基金積立	10,000	0	10,000	10,000
予備費	30,000	0	30,000	20,000
経常費用計	375,837	338,457	714,294	694,513
(2) 借入金返済額	50,742	0	50,742	51,382
支出計	426,579	338,457	765,036	745,895
収支差額	6,283	267	6,550	27,399
(参考) 借入金期末残高	20,914	0	20,914	75,020

獵友に今年も「災害見舞金」を贈呈します！

平成 21 年 3 月の東日本大震災以降、近年は大きな自然災害が相次いでいます。平成 28 年 4 月の熊本地震、29 年の九州北部豪雨・台風 18 号、30 年 7 月の西日本豪雨、そして昨年 10 月の台風 19 号など、各地を襲う災害により、多くの死傷者や家屋の水没、全半壊などの大きな被害が毎年発生しています。

本年も 7 月に「令和 2 年 7 月豪雨」が発生し、熊本県を中心に九州や中部地方など被害は 25 県に及びました。また、その後東北でも被害が発生しました。被災された獵友の皆さまには、心よりお見舞いを申し上げます。

大日本獵友会では、このような自然災害により家屋（令和元年度分災害見舞金支給一覧）

県	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	千葉	長野	合 計
件 数	1	1	22	5	2	19	8	58
見 舞 金 額	8	4	106	20	10	84	42	274

単位：件、万円

の半壊以上の被害に遭われた構成員に対し、佐々木会長からのお見舞状を添えて、関係獵友会を通じ「災害見舞金」を贈っています。昨年の台風 19 号等の災害に関しては、以下のとおり、7 県、58 件、総額 274 万円を贈呈しました。少しでも生活の再建等のお力になれば幸いです。

なお、見舞金は、会費（共済掛金を除く。）の 0.5% を毎年積み立てた「災害見舞金積立基金」より支出していましたが、毎年の支出額が積立額を上回るようになりましたので、今年度から積立額を 1.0% に増額し、自然災害の増加に備えています。

熊野大社（松江市）の「神棚」を設置！

大日本獵友会の事務所（千代田区九段）には、野生鳥獣の生命に関わりながらこれまで「神棚」はありませんでしたが、法人設立八十周年を機に島根県獵友会から「熊野大社の神棚」の寄贈を受け、2 月 6 日熊野大社の熊野宮司をお招きして「鎮座祭」を執り行いました。

本会では、この神棚を大切にお祀りするとともに、毎日野生鳥獣に対する感謝を捧げ、また全国の獵友の安全、無事故をお祈りいたします。

なお、松江市八雲町に鎮座する熊野大社は、出雲大社とともに島根県の「一宮」であり、極めて格式の高い名社です。古来より「狩獵の神様」としても信仰を集め、毎年の「御狩安全祈願祭」と「御狩感謝祭」には、地元の島根県獵友会ともども全国の獵友会を代表してお詣りし、狩獵の安全祈願等を行っていただいております。

熊野大社については、

<http://www.kumanoisha.or.jp/>



（熊野宮司と玉串を奉げる佐々木会長）



（熊野大社本殿）

日獵トピックス

「狩りマップ」の提供準備を進めています。

一昨年から大日本猟友会が開発を進めていた構成員専用の捕獲データ記録用アプリ「狩りマップ」については、アプリ開発は概ね終了し、現在11月からのアプリ提供に向けて準備を進めています。

当アプリは、スマートフォン（Android 及び iPhone）で操作が可能な本会構成員専用アプリで、Google マップ上に鳥獣の捕獲位置や日時等を記録できるとともに、マップ上で自分と周囲にいる構成員の位置確認ができ、安全確保上も役立つものです。

アプリ提供の準備ができましたら、本会 WEB サイト等でお知らせしますので、もう少しお待ち下さい。

なお、当アプリでは、データ管理会社が登録された捕獲位置を集計して自治体による生息状況調査などに提供（メッシュでの捕獲数などで、個々の捕獲位置が特定されるようなデータを提供することはありません。）することがありますので、事前に十分ご承知の上でご利用をお願いします。



「構成員証」を発行しました。



（構成員証）

大日本猟友会では、法人設立八十周年を機に、カードタイプの「構成員証」を発行し、各都道府県猟友会を通じ、構成員の方々に交付しました。

裏面には、昨年10月に制定した「猟友会憲章」を掲載しています。

猟友会憲章（R1.10.16制定）

- 私たち猟友会は、全国の猟友と連帯し、狩猟を通じて自然との共生を図り、地域の社会や人々から信頼・尊敬される存在であることを目指します。
- 狩猟関係法令やルールを遵守するとともに、狩猟安全対策と事故防止に最優先で取り組みます。
- 野生鳥獣の適正管理を図るとともに、地域の自治体や社会の要請に応え、住民の安全保障や農林漁業の被害防止対策に取り組みます。
- 狩猟の普及・発展と後継者の育成に努めるとともに、我が国の伝統ある狩猟文化の研究と保存・継承に努めます。

- 自然資源でもある野生鳥獣の尊厳に十分配慮し、その生命を極力無駄にすることなく活用するように努めます。
- 狩猟の知識・経験を活かし、野生鳥獣に関する調査研究や山岳遭難者の捜索などに積極的に協力します。
- 海外の狩猟団体・狩猟者との交流を深め、我が国の狩猟に関する国際理解の促進に努めます。

氏名

所属

※この構成員証は、大日本猟友会の会費を納入した年度に限り有効です。

（裏面）

猟銃用実包管理帳簿

年 月 日 ~ 年 月 日

氏名

- ☐ 散弾(スラッグ弾) ①銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号() 番径(番)
☐ 散弾(番径 番)(a:BB弾, b:その他) ②銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号() 番径(番)
☐ ライフル弾() ③銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号() 番径(番)

※1

年 月 日	使用目的※2	区 分 ※3	数 量	残 数	相手方の住所・氏名 /消費場所	備 考 ※4
前年度繰越						
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
計						

※1 当帳簿は実包の種類ごとに作成・記録するものとし、該当の実包にチェックし、散弾は()内に番径を記載する。ライフル弾は()内に名称(例:30カ-ビン)を記載する。

※2 「使用目的」欄は、該当の事項に○をつける。 狩:狩猟 有:有害鳥獣駆除 指:指定管理鳥獣等捕獲 標:標的射撃

※3 「区分」欄には、法令に定める「製造」「譲渡」「譲受」「購入」「交付(した)」「(保管委託する場合)」「交付(された)」「(保管委託した実包を払い出す場合)」「消費」「廃棄」から該当するものを記載する。

※4 「備考」の欄には、その実包消費に使用した銃の番号(氏名下記載の①②③)を記載する。銃が1丁のみの場合は記載不要。また、必要に応じ、捕獲対象の鳥獣の種類や散弾の場合はBB弾又はその他の散弾の別をa,bで記載する。

猟銃用雷管・火薬管理帳簿（ライフル実包の製造用）

年 月 日 ～ 年 月 日

氏名

年 月 日	猟銃用雷管(個)			火 薬(グラム)			購入先の住所・氏名	備 考
	購入数	製造数	残数	購入量	使用量	残量		
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
計								

大日本猟友政治連盟の活動報告

大日本猟友政治連盟は、平成 22 年に大日本猟友会の役員が主体となって結成された政治資金規正法に基づく政治団体で、狩猟や野生鳥獣管理に理解の深い「自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟（略称：鳥獣議連）」所属の国会議員などに対する活動支援や、狩猟等の普及広報などの活動を行っています。

連盟の運営は、構成員の皆様からの寄附金（寄附金目安額：200 円以上）を原資としています。今年も皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

▼令和元年(H31.1.1～R1.12.31)の活動概要

(1) 鳥獣議連等を通じた各種要請活動

前年に引き続き、狩猟税減免措置の延長、銃砲所持許可に関する規制緩和等の要望事項の要請を行いました。

(2) 鳥獣関係議員に対する支援

政府与党の鳥獣・狩猟関係議員や政策集団の政経パーティ等への参加による支援を引き続き行いました。また、与党主催行事等にも積極的に参加し、良好な信頼関係の継続・強化等に努めました。

(3) 選挙応援等

7月に実施された第25回参議院選挙に自民党公認で立候補した尾立源幸氏の支援活動を行いましたが、力及ばず当選には至りませんでした。なお、本連盟からの尾立氏の選挙運動に関する予算支出はありません。

(4) 広報活動

1月29日自民党本部において、第3回「自然と農山村を守る狩猟のつどいージビエを食べて中山間地を守ろうー」を開催し、鳥獣・狩猟関係の国会議員や関係省庁幹部等の多数に本会とジビエ利用のPRを行いました。



(H31 年 2 月開催の自民党鳥獣議連)

自民党 鳥獣捕獲緊急対策議員連盟 役員名簿

令和 2 年 8 月現在

顧問	伊吹文明(衆) 大島理森(衆) 衛藤征士郎(衆) 山東昭子(参)
会長	二階俊博(衆)
会長代行	鶴保庸介(参)
副会長	稲田朋美(衆) 河村建夫(衆) 岸田文雄(衆) 塩谷 立(衆) 鈴木俊一(衆) 田村憲久(衆) 浜田靖一(衆) 宮腰光寛(衆) 森 英介(衆) 中曽根弘文(参) 林 芳正(参) 山崎正昭(参)
幹事長	林 幹雄(衆)
幹事長代理	野村哲郎(参)
副幹事長	高島修一(衆)
事務局長	谷 公一(衆)
事務局次長	武部 新(衆) 牧島かれん(衆) 宮路拓馬(衆) 宇都隆史(参) 三木 亨(参)
常任幹事	伊東良孝(衆) 遠藤利明(衆) 高市早苗(衆) 平沢勝栄(衆) 古川 康(衆) 金子原二郎(参) 進藤金日子(参) 堂故 茂(参) 二之湯 智(参) 山田俊男(参) 山谷えり子(参)

▼令和 2 年の事業計画

令和 2 年においても、前年に引き続き、鳥獣議連等を通じた各種要請活動、鳥獣関係議員に対する支援、選挙応援（衆議院議員の任期が 10 月で満 3 年となります。）、広報活動等を展開して、構成員の狩猟に関する利便向上等に努めます。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実包無許可譲受が可能となりました！

平成 26 年度の鳥獣保護管理法の改正で創設された指定管理鳥獣捕獲等事業については、火薬取締法に規定する「実包無許可譲受制度」の対象となっていないでしたが、本連盟による働きかけもあり、昨年 6 月、地方分権法の一部改正に伴う火薬取締法の改正が行われ、改正法施行の 12 月から無許可譲受の対象となりました。

当該「無許可譲受票」の交付についても、これまで同様大日本猟友会（必要に応じ都道府県公安委員会も発行可）が行います。

○令和元年決算（H31.1.1 ～ R1.12.31）

（単位：円）

科 目	令和元年	（参考）平成 30 年
I 収入の部		
1. 寄付金（個人：構成員）	17,373,320	17,327,022
2. その他の収入（利息等）	21	33
収入合計	17,373,341	17,327,055
II 支出の部		
1. 経常経費	1,078,895	1,535,964
2. 政治活動費	11,052,078	21,111,926
(1) 組織活動費	10,756,174	20,797,884
(2) 選挙関係費	295,904	314,042
3. 予備費	0	0
支出合計	12,130,973	22,647,890
収支差額	5,242,368	△ 5,320,835
前年度繰越金	8,196,098	13,516,933
繰越収支差額	13,438,466	8,196,098

○令和 2 年 予算書（R2.1.1 ～ R2.12.31）

（単位：円）

科 目	令和 2 年	（参考）令和元年
I 収入の部		
1. 寄附金	21,000,000	19,600,000
(1) 個人	21,000,000	19,600,000
2. その他の収入（利息等）	30	40
収入合計	21,000,030	19,600,040
II 支出の部		
1. 経常経費	1,180,000	1,530,000
2. 政治活動費	10,500,000	19,000,000
3. 予 備 費	5,000,000	3,000,000
支出合計	16,680,000	23,530,000
収支差額	4,320,030	△ 3,929,960
前年度繰越金	13,438,466	8,196,098
繰越収支差額	17,758,496	4,266,138

統計資料

1. 猟銃等所持者数・狩猟免許保有者数・大日本猟友会構成員数の推移

(単位：人)

年度	猟銃等 所持者数	狩猟免許保有者数						大日本猟友会構成員数					
		第一種 銃猟	第二種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性	第一種 銃猟	第二種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性
S55	556,813	427,141	21,937	11,693		460,771	1,392	363,840	8,319	3,123		375,282	
S56	457,309	434,314	24,126	12,784		471,224	1,404	343,555	7,441	3,099		354,095	
S57	421,287	355,974	18,748	12,521		387,243	1,154	317,806	6,735	3,150		327,691	
S58	390,623	346,006	18,668	12,773		377,447	1,115	294,015	5,831	3,186		303,032	
S59	369,237	356,170	19,139	13,987		389,296	1,204	276,531	5,435	3,162		285,128	
S60	337,385	297,014	15,672	13,581		326,267	1,006	261,867	4,936	3,160		269,963	
S61	321,483	297,767	15,787	14,204		327,758	989	247,357	4,636	3,230		255,223	
S62	307,450	299,314	15,811	15,187		330,312	1,043	237,598	4,288	3,313		245,199	
S63	290,999	259,074	14,426	15,133		288,633	894	228,867	4,231	3,355		236,453	
H 1	278,946	257,879	14,576	15,835		288,290	854	219,355	3,982	3,305		226,642	
H 2	269,132	258,129	14,791	16,605		289,525	890	213,102	3,949	3,274		220,325	
H 3	260,520	229,238	14,572	16,495		260,305	928	207,066	3,995	3,365		214,426	
H 4	254,379	227,505	14,908	17,338		259,751	946	199,610	3,940	3,461		207,011	
H 5	248,095	231,991	15,404	19,008		266,403	994	192,682	3,778	3,727		200,187	
H 6	241,593	208,776	15,278	19,886		243,940	995	187,481	3,833	3,873		195,187	
H 7	235,675	208,553	16,141	21,297		245,991	991	179,060	3,694	4,033		186,787	
H 8	229,880	209,332	16,205	22,293		247,776	1,107	173,073	3,588	4,362		181,023	
H 9	222,921	187,450	16,012	23,754		227,216	957	168,694	3,610	4,875		177,179	
H10	211,129	188,836	16,204	25,632		230,672	1,019	159,811	3,332	5,319		168,462	
H11	204,854	189,201	16,137	28,343		233,681	1,081	153,671	3,272	6,070		163,013	
H12	198,535	170,464	8,499	31,271		210,234	1,006	148,587	3,223	7,221		159,031	
H13	193,007	169,523	6,868	34,681		211,072	953	141,416	3,166	8,276		152,858	
H14	186,973	169,691	4,748	38,041		212,480	1,092	135,920	3,185	9,613		148,718	
H15	171,925	152,257	3,775	41,440		197,472	1,145	131,713	3,205	10,993		145,911	
H16	171,622	151,205	3,469	43,656		198,330	1,227	125,291	2,857	11,510		139,658	
H17	166,579	152,780	3,290	47,552		203,622	1,213	120,280	2,742	12,593		135,615	
H18	160,813	135,333	2,754	47,140		185,227	1,217	115,412	2,551	13,251		131,214	
H19	158,173	135,960	2,631	51,597	38,717	228,905	1,372	110,618	2,395	14,082	462	127,557	
H20	152,938	135,352	2,497	53,571	30,113	221,533	1,599	104,391	2,255	15,191	483	122,320	
H21	142,294	117,497	2,194	57,818	8,366	185,875	1,539	99,083	2,192	17,795	496	119,566	
H22	131,766	116,506	2,119	64,321	7,268	190,214	1,708	91,263	2,142	20,435	481	114,321	
H23	122,515	116,122	2,080	72,892	7,324	198,418	1,912	84,469	2,072	24,397	468	111,406	
H24	113,942	96,242	1,875	76,042	6,510	180,669	2,037	79,407	2,125	25,870	459	107,861	
H25	107,651	96,351	1,876	80,630	6,470	185,327	2,636	75,166	2,205	27,431	468	105,270	
H26	102,300	97,981	1,926	87,057	6,798	193,762	3,184	71,767	2,287	29,732	456	104,242	
H27	98,638	88,592	1,921	92,883	6,687	190,083	4,181	70,213	2,243	32,514	414	105,384	1,183
H28	96,232	91,174	1,993	99,893	7,081	200,141	5,145	68,651	2,203	34,003	401	105,258	1,571
H29	94,726	90,986	1,980	103,237	7,157	203,360	6,248	67,444	2,194	35,788	360	105,786	1,908
H30	93,034							65,905	2,742	36,059	344	105,050	2,127
R元	92,340							63,747	2,610	37,477	340	104,235	2,458

※複数免許保有者あり、合計は延人数

※ H19 年度からわな猟・網猟免許分離、H18 年度以前（甲種免許）はわな猟欄に記載

※ H29 年度の狩猟免許保有者数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり速報値（今後変更の可能性あり）

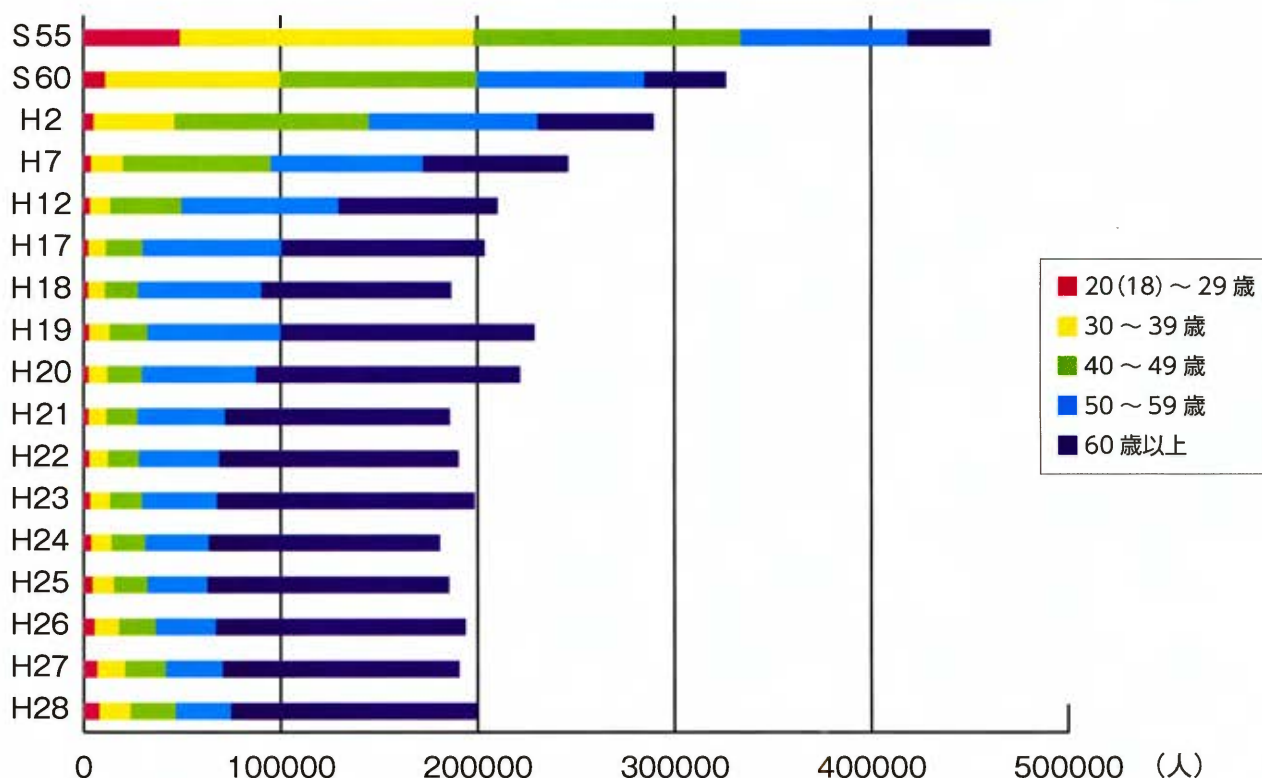
2. 年代別狩猟免許保有者数

(単位：人)

年度	20(18)～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	合 計
S 5 5	48,840	148,964	135,821	84,875	42,271	460,771
S 6 0	10,856	88,578	100,124	85,037	41,672	326,267
H 2	4,952	40,781	98,881	85,843	59,068	289,525
H 7	3,633	15,954	75,061	77,457	74,037	246,142
H 1 2	3,090	10,089	36,199	79,810	81,046	210,234
H 1 7	2,255	8,683	18,686	70,541	103,456	203,621
H 1 8	2,129	8,363	16,865	62,600	96,622	186,579
H 1 9	2,551	10,148	19,383	67,603	129,220	228,905
H 2 0	2,282	9,428	17,648	57,884	134,291	221,533
H 2 1	2,324	8,953	15,778	44,419	114,346	185,820
H 2 2	2,654	9,254	15,798	40,823	121,680	190,214
H 2 3	3,094	9,918	16,392	37,967	130,999	198,418
H 2 4	3,603	10,131	17,194	32,318	117,422	180,669
H 2 5	4,200	10,775	17,063	30,534	122,751	185,327
H 2 6	5,176	12,236	18,729	30,703	126,899	193,762
H 2 7	6,574	13,995	20,700	28,494	120,292	190,083
H 2 8	7,590	15,623	23,095	28,105	125,274	199,701
H28 割合	3.8%	7.8%	11.6%	14.1%	62.7%	100.0%
(S55 割合)	10.6%	32.3%	29.5%	18.4%	9.2%	100.0%

(出典：環境省資料)

- 備考： ①年齢不明があるため、狩猟免許保有者数と差異がある場合がある。また、延人数である。
 ②平成 19、20 年は網、わな分離のため人数が増加。
 ③平成 27 年度より網・わな猟免許は 18 歳から。
 ④例年であれば掲載する平成 29 年のデータは、今年は新型コロナウイルス感染症の影響でまだ発表がない。



3. 都道府県猟友会・会員種別 構成員数

(単位：人)

会員種別	第一種銃猟		第二種銃猟		わな猟		網猟		合 計		総 数
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
北海道	4,547	193	86	3	483	26	0	1	5,116	223	5,339
青森県	922	11	24	0	45	3	0	0	991	14	1,005
岩手県	1,428	24	28	0	231	15	0	0	1,687	39	1,726
宮城県	1,153	18	34	1	555	23	20	0	1,762	42	1,804
秋田県	1,396	19	11	1	43	2	2	0	1,452	22	1,474
山形県	1,327	15	20	2	244	8	0	0	1,591	25	1,616
福島県	1,972	17	62	0	608	9	1	0	2,643	26	2,669
新潟県	1,711	43	31	0	204	7	98	0	2,044	50	2,094
茨城県	1,809	20	111	3	397	12	19	0	2,336	35	2,371
栃木県	1,419	20	49	1	651	19	4	0	2,123	40	2,163
群馬県	1,354	16	41	1	365	9	0	0	1,760	26	1,786
埼玉県	2,047	34	116	3	167	4	9	0	2,339	41	2,380
千葉県	1,918	28	86	2	269	13	41	1	2,314	44	2,358
東京都	1,889	92	95	5	52	11	3	0	2,039	108	2,147
神奈川県	1,788	50	65	2	116	2	0	0	1,969	54	2,023
山梨県	1,569	38	34	0	323	31	0	0	1,926	69	1,995
静岡県	1,963	40	74	1	1,318	48	2	0	3,357	89	3,446
富山県	556	7	32	0	195	4	7	0	790	11	801
石川県	456	11	17	0	928	34	26	0	1,427	45	1,472
福井県	404	9	13	0	414	12	0	0	831	21	852
長野県	2,763	55	99	5	1,162	50	7	0	4,031	110	4,141
岐阜県	1,065	23	48	0	829	20	11	0	1,953	43	1,996
愛知県	924	14	72	2	618	17	19	2	1,633	35	1,668
三重県	1,177	16	27	3	932	28	1	0	2,137	47	2,184
滋賀県	658	11	33	0	363	6	0	0	1,054	17	1,071
京都府	937	29	41	0	771	27	8	3	1,757	59	1,816
大阪府	890	24	26	1	398	11	0	0	1,314	36	1,350
兵庫県	1,778	39	71	3	1,588	59	2	0	3,439	101	3,540
奈良県	511	10	14	1	585	28	0	0	1,110	39	1,149
和歌山県	1,283	22	30	1	1,167	44	0	0	2,480	67	2,547
鳥取県	444	15	28	3	704	5	0	0	1,176	23	1,199
島根県	698	13	41	1	1,156	21	3	0	1,898	35	1,933
岡山県	1,669	17	123	1	1,680	55	1	0	3,473	73	3,546
広島県	1,323	31	89	1	1,516	47	0	0	2,928	79	3,007
山口県	988	21	45	0	1,497	49	0	0	2,530	70	2,600
徳島県	894	17	41	1	657	32	0	0	1,592	50	1,642
香川県	470	11	37	3	812	20	1	0	1,320	34	1,354
愛媛県	1,693	13	94	0	1,395	32	0	0	3,182	45	3,227
高知県	1,745	33	95	1	1,565	76	1	0	3,406	110	3,516
福岡県	1,403	17	79	0	930	19	2	0	2,414	36	2,450
佐賀県	372	4	40	1	561	13	2	0	975	18	993
長崎県	496	7	46	1	1,291	48	3	1	1,836	57	1,893
熊本県	1,555	20	66	1	1,446	44	0	0	3,067	65	3,132
大分県	1,430	16	54	0	1,910	61	0	0	3,394	77	3,471
宮崎県	1,906	15	115	1	1,165	31	19	0	3,205	47	3,252
鹿児島県	1,616	9	101	1	1,818	37	17	3	3,552	50	3,602
沖縄県	220	4	26	4	178	3	0	0	424	11	435
合 計	62,536	1,211	2,610	61	36,302	1,175	329	11	101,777	2,458	104,235

※令和2年3月末現在

4. 狩猟者登録種類別鳥獣捕獲数（登録狩猟）

（単位：羽・頭）

年 度	網 ・ わ な 猟			第 一 種 銃 猟		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 1 8	107,145	118,131	225,276	788,418	192,826	981,244
H 1 9	101,835	105,002	206,837	691,796	194,512	886,308
H 2 0	84,977	133,912	218,889	743,140	208,811	951,951
H 2 1	95,109	127,263	222,372	613,165	219,132	832,297
H 2 2	79,033	192,410	271,443	631,475	234,595	866,070
H 2 3	69,300	159,355	228,655	401,798	217,654	619,452
H 2 4	65,440	162,662	228,102	496,863	218,001	714,864
H 2 5	69,548	169,757	239,305	339,045	183,826	522,871
H 2 6	65,510	189,112	254,622	418,833	196,670	615,503
H 2 7	58,330	198,083	256,413	322,062	156,629	478,691
H 2 8	54,616	187,447	242,063	317,936	156,186	474,122

年 度	第 二 種 銃 猟			合 計		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 1 8	54,398	1,189	55,587	949,961	312,146	1,262,107
H 1 9	47,975	261	48,236	841,606	299,775	1,141,381
H 2 0	55,823	2,177	58,000	883,940	344,900	1,228,840
H 2 1	39,046	7,229	46,275	747,320	353,624	1,100,944
H 2 2	50,424	498	50,922	760,932	427,503	1,188,435
H 2 3	24,911	303	25,214	496,009	377,312	873,321
H 2 4	48,109	262	48,371	610,412	380,925	991,337
H 2 5	29,014	247	29,261	437,607	353,830	791,437
H 2 6	47,295	438	47,733	531,638	386,220	917,858
H 2 7	32,956	450	33,406	413,348	355,162	768,510
H 2 8	37,805	477	38,282	410,357	344,110	754,467

（出典：環境省資料）

5. 大型獣類（イノシシ・シカ・サル）捕獲数等

（単位：頭）

年 度	登 録 狩 猟		有 害 鳥 獣 捕 獲 + 個 体 数 調 整		
	イノシシ	シ カ	イノシシ	シ カ	サ ル
H 1 8	144,400	118,000	107,900	79,600	15,500
H 1 9	134,800	121,500	95,300	88,200	13,200
H 2 0	170,100	135,400	136,100	115,200	15,800
H 2 1	159,800	157,400	148,400	154,800	15,100
H 2 2	228,300	168,100	248,700	195,000	21,900
H 2 3	169,300	183,600	221,200	231,900	17,800
H 2 4	161,200	193,800	265,400	271,200	23,600
H 2 5	156,700	176,800	295,800	335,100	19,000
H 2 6	174,400	189,900	346,000	396,400	27,200
H 2 7	166,100	168,700	384,400	407,300	22,700
H 2 8	162,700	161,100	447,900	392,500	25,100

（出典：環境省資料）

○備考：数字は十の位で四捨五入したもの

※ 4、5は、新型コロナウイルス感染症の影響により、平成 29 年のデータ発表がまだないことから、掲載データは昨年版と同じ。

6. 野生鳥獣による農林業被害状況

(1) 農業被害面積

(単位：千ha)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H19	7.3	14.9	2.7	7.3	32.2	14.2	35.2	3.7	5.7	58.8	91.0
H20	6.1	17.1	2.3	7.4	32.9	12.4	44.8	4.3	5.7	67.2	100.1
H21	4.9	13.4	1.9	6.4	23.6	12.4	57.1	4.3	4.5	78.3	101.9
H22	4.0	10.2	3.0	4.9	22.1	14.1	63.6	4.8	5.5	88.0	110.1
H23	3.0	9.3	1.5	4.4	18.2	14.3	62.2	4.1	4.8	85.4	103.6
H24	2.6	6.4	2.3	3.6	14.9	12.0	62.3	3.5	4.6	82.4	97.3
H25	2.4	5.9	1.3	3.4	13.0	10.9	48.3	2.7	4.1	66.0	79.0
H26	2.2	5.6	1.7	2.9	12.6	10.6	50.7	2.4	5.0	68.7	81.2
H27	2.2	4.4	1.5	3.2	11.4	9.6	51.2	1.8	7.2	69.5	80.9
H28	1.6	3.7	1.2	2.7	9.2	8.2	42.8	1.6	3.4	56.0	65.2
H29	1.1	3.0	0.9	1.9	6.9	6.7	35.4	1.2	3.0	46.3	53.2
H30	0.8	2.6	0.6	2.3	6.3	5.9	35.8	1.0	2.8	45.5	51.8

(出典：農水省資料)

(2) 農業被害金額

(単位：百万円)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H19	628	2,583	564	1,506	5,281	5,012	4,680	1,603	1,919	13,214	18,405
H20	619	2,539	580	1,427	5,165	5,376	5,816	1,542	1,986	14,720	19,885
H21	514	2,306	497	1,713	5,030	5,590	7,059	1,649	2,002	16,300	21,331
H22	476	2,287	1,084	1,420	5,267	6,799	7,750	1,854	2,279	18,682	23,949
H23	447	2,209	331	1,235	4,222	6,231	8,260	1,605	2,309	18,405	22,627
H24	393	2,060	650	1,090	4,193	6,221	8,210	1,536	2,804	18,771	22,964
H25	346	1,811	246	1,148	3,551	5,491	7,555	1,315	1,997	16,358	19,909
H26	366	1,732	639	1,048	3,785	5,478	6,525	1,306	2,040	15,349	19,134
H27	365	1,651	471	1,025	3,512	5,133	5,961	1,091	1,951	14,137	17,649
H28	310	1,618	480	1,077	3,485	5,072	5,634	1,031	1,941	13,678	17,163
H29	307	1,470	406	1,017	3,200	4,782	5,527	903	1,974	13,186	16,387
H30	237	1,425	307	928	2,897	4,733	5,410	823	1,915	12,881	15,777

(出典：農水省資料)

(3) 森林被害面積

(単位：千ha)

年 度	獣 類					合計
	シカ	カモシカ	クマ	ノネズミ	その他	
H19	3.5	0.6	1.1		0.8	6.0
H20	3.7	0.5	0.9		1.7	6.8
H21	4.1	0.4	0.8		0.9	6.1
H22	4.0	0.3	1.2		0.7	6.2
H23	5.7	0.3	1.1	2.0	2.3	9.4
H24	6.5	0.5	0.6	1.2	1.4	9.0
H25	6.8	0.4	0.6	0.8	1.1	8.9
H26	7.1	0.4	0.5	0.6	0.8	8.8
H27	6.0	0.3	0.6	0.7	0.9	7.8
H28	5.6	0.3	0.6	0.5	0.2	7.1
H29	4.7	0.3	0.6	0.6	0.2	6.4
H30	4.3	0.2	0.6	0.7	0.1	5.9

(出典：林野庁資料)

7. 猟銃等の盗難

(1) 猟銃等の盗難件数

区分 / 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
件 数	1	0	1	1	0
丁 数	2	0	1	2	0
ライフル銃	0	0	1	1	0
散弾銃	2	0	0	1	0
空気銃	0	0	0	0	0

(2) 実包の盗難状況

区分 / 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
件 数	0	2	2	1	1
個 数	0	32	92	471	12
ライフル実包	0	0	80	0	0
散弾銃実包	0	32	12	471	12

(以上出典：警察庁資料)

猟銃や実包の盗難に注意！

- ・自宅での猟銃・実包の保管管理にあたっては、堅固な保管庫に収納し、猟銃と適合実包は同一建物内には保管しない。
- ・保管庫の設置場所は、屋内の部屋に入った時に目につかない場所、例えば、押入の中等に保管し、猟銃・実包の保管ロッカーは丈夫なネジ等でしっかり固定する。

共済だより

I. 令和元年度の狩猟事故共済保険事業の報告

(1) 発生事故の概要

令和元年度に当会に報告のあった狩猟事故発生件数（保険金支払件数ではありません。）は、次ページ以下に詳細な報告があります。平成30年度は3人の「他損死亡事故」がありましたが、構成員皆様の協力のお蔭をもちまして、令和元年度の発生はゼロという結果でした。

しかし、銃器による他損傷害事故が2件、自損死亡事故が2件、自損傷害事故が5件、銃器以外の他損傷害事故が5件、自損死亡事故（病死を含む）が8件、自損傷害事故が334件発生し、特に自損傷害事故は前年度の256件から大きく増加しました。

自損傷害事故では、つまずきやスリップによる骨折や捻挫等に加え、くくりわなに掛ったイノシシなどに襲われる事故の増加が目立っています。くくりわなの設置はワイヤーが切れたり外れたりすることのないよう十分な注意が必要であるとともに、見回りの際も特にイノシシの逆襲には注意が必要です。ツキノワグマによる事故も増加していますので、その生息域でのわな架設には注意が必要です。

(2) 共済保険事業内容の概要

昨年の会報でもお伝えした通り、昨年6月に共済保険約款の大幅な変更を行い、11月の新猟期から適用しました。

特に、自損事故保険金は入退院日数に応じて支払う方式に変更し、30日以下の場合は医師の診断書を不要とし入退院の領収証で証明可能とする、支払いは都道府県猟友会を通さず直接本人口座に振り込むなど、請求・支払手続きの迅速化、明確化などを図っています。

令和元年度の共済保険事業は、前年度に比べ支払件数が増えたことなどから、支払総額がやや増加し、保険料収入125,987千円に対し、支払保険金は85,890千円、保険料の68.2%とかなりの高い割合になりました。その他の支出である都道府県猟友会への助成金や必要経費を合わせた収支

ではマイナスとなりましたが、積立金の運用益で一部をカバーしており、引き続き健全な状態を維持しながら運営を行っています。

なお、元年度は、他損死亡事故の発生は上記のようにゼロでしたが、過去に発生した次の3件の他損死亡事故の保険金支払いがあり、支払金増加の要因となりました。

- ①千葉県鴨川市における、ニホンザル駆除のための発砲による地域住民の被弾
- ②岐阜県高山市における、猟帰り集合時の銃暴発による地元地区猟友会長の被弾
- ③北海道恵庭市の国有林内林道における、巡回中の森林管理局職員をエゾシカと間違えた誤射

つまずき・スリップ事故多発！

特に「シルバーハンター」の方は、経験は毎年積み重なっていきませんが、体力などは残念ながら毎年落ちていくことを自覚することが重要です。

若い時に比べ筋力等が落ち、関節が固くなり、さらに反応時間も遅くなっていますので、特に足場の悪いところでは、**つまずきやスリップには細心の注意**が必要です！

また、**イノシシやクマの「逆襲」**にも十分注意してください。

Ⅱ. 令和元年度事故発生報告件数

*平成31年4月～令和2年3月までの発生について本会に報告があったもの

1. 総発生件数

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
死 亡	17	14	18	12	9
傷 害	276	245	281	275	347
合 計	293	259	299	287	356

2. 他損事故

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
銃 器 死 亡	1	2	0	3	0
銃 器 傷 害	3	10	3	4	2
そ の 他 死 亡	0	1	0	0	0
そ の 他 傷 害	12	10	10	8	5
合 計	16	23	13	15	7

*その他死亡の1件は、猟犬の通行人噛付き

3. 自損事故

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
銃 器 死 亡	1	1	1	0	2
銃 器 傷 害	4	4	5	7	5
そ の 他 死 亡	15	10	17	9	8
そ の 他 傷 害	257	221	263	256	334
合 計	277	236	286	272	349
(その他死亡の内病死者)	(9)	(6)	(7)	(3)	(4)

猟銃の事故は、引き続き**暴発**を原因とする事故が発生しました。特に「**脱包の確認**」は基本中の基本です。発砲機会がなくなったら、**速やかに脱包**してください。

また、平成29年度から、大日本猟友会構成員は、**大粒散弾の使用禁止**の措置を実施しています。シカ・イノシシ猟の際には、必ずライフル弾やスラッグ弾を使用し、はやる心を抑えつつ、**獲物と矢先を十分確認**した上で発砲してください！

Ⅲ. 令和元年度発生事故の原因

1. 他損事故

①銃器による他損死亡事故

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
銃器死亡事故					
誤認・誤射	1	0	0	1	0
矢先の安全不確認	0	1	0	1	0
跳 弾	0	0	0	0	0
暴 発	0	1	0	1	0
合 計	1	2	0	3	0

②銃器による他損傷害事故

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
銃器傷害事故					
誤認・誤射	0	1	0	0	1
矢先の安全不確認	1	7	2	3	0
跳 弾	1	0	1	1	0
暴 発	0	1	0	0	1
そ の 他	1	1	0	0	0
合 計	3	10	3	4	2

③他損事故の原因・年齢・経験別

事故原因	区分		構成員の年齢							狩猟経験					被害者		
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	不詳	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	計	猟友	一般人	その他
誤認・誤射		1				1				1				1		1	
矢先の安全不確認																	
暴 発		1				1				1				1			1
跳 弾																	
猟 犬																	
ワ ナ																	
そ の 他																	
合 計	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	1	1

2. 自損事故

①銃器による自損事故

銃器自損事故	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	暴 発	4	5	2	4	3
	跳 弾	0	0	0	0	1
	発砲の衝撃音	0	0	1	1	0
	そ の 他	1	0	3	2	3
	合 計	5	5	6	7	7

②銃器以外の自損事故

銃器以外の自損事故	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	転倒、転落等	139	123	158	142	141
	獲物の襲撃	59	60	56	70	101
	その他不注意	49	26	43	33	56
	猟犬・ダ二等	10	12	13	14	28
	(病 死)	9	6	7	3	4
	そ の 他	6	4	3	3	12
	合 計	272	231	280	265	342

③獲物等の襲撃による事故（獣別）

獲物別襲撃事故	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	イノシシ	48	42	37	50	68
	シ カ	10	8	4	10	13
	ク マ	1	4	13	8	15
	そ の 他	0	6	2	2	5
	合 計	59	60	56	70	101

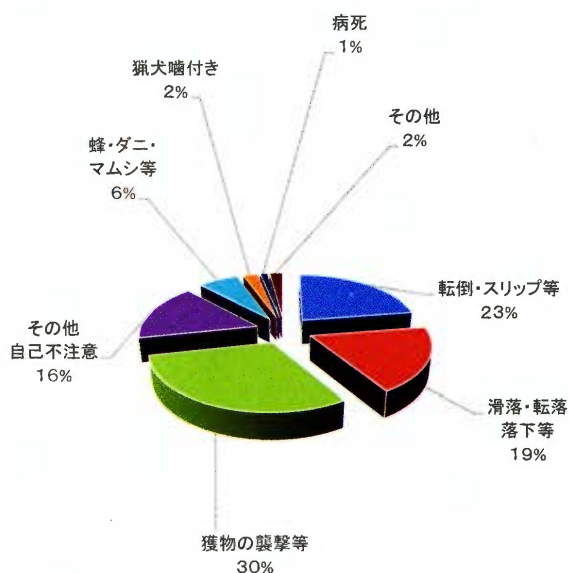
④銃器による自損事故の原因・年齢・経験別

	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死 亡	傷 害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
事 故 原 因													
暴 発	2	1				3			2		1		3
跳 弾		1					1				1		1
発砲の衝撃音													0
射 撃													0
そ の 他		3				2	1		1		2		3
合 計	2	5	0	0	0	5	2	0	3	0	4	0	7

⑤銃器以外の自損事故の原因・年齢・経験別

事故原因	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
転倒・スリップ等		77	1	6	7	18	45	8	8	8	52	1	77
滑落・転落・落下等	2	62	3	4	12	23	22	9	6	10	36	3	64
獲物の襲撃等	1	103	3	2	8	29	62	20	7	16	58	3	104
その他自己不注意		56	3	1	5	24	23	10	8	8	27	3	56
蜂・ダニ・マムシ等	1	21	1	3	1	6	11	5	3	3	10	1	22
猟犬噛みつき等		8	1			2	5		1	2	5		8
病死	4					4					4		4
その他		7				2	5			2	5		7
合計	8	334	12	16	33	108	173	52	33	49	197	11	342

銃器以外の自損事故の原因



⑥獲物等の襲撃事故の獣・年齢・経験別

事故原因	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
イノシシ		68	3	1	7	18	39	13	5	13	35	2	68
シカ		12				3	9	2	1		8	1	12
クマ	1	14		1	1	6	7	2		1	12		15
その他		9				2	7	3	1	2	3		9
計	1	103	3	2	8	29	62	20	7	16	58	3	104

Ⅳ. 令和元年度発生事故の事例

(1) 銃器関連 他損死亡事故 該当なし

(2) 銃器関連 他損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H31.4.14	10:15	愛知	64	7	有害	暴発	猿	駆除後、車に戻り銃をケースに格納しようとしたところ、暴発し助手席に座っていた親族の右膝下に被弾したもの
2	H31.4.1	14:00	和歌山	65	10	有害	誤射	猪	猪猟中、猪に発砲した弾の破片が、数10m離れたところで測量作業をしていた男性に当たったもの

(3) 銃器以外 他損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H31.4.28	8:30	富山	71	40	有害	犬噛付き	猪	捕獲パトロール中、所有の猟犬が山菜採取者と遭遇した際、噛みつき負傷させたもの
2	R1.10.23	9:30	栃木	72	45	有害	鹿逆襲	鹿	わなにかかった鹿に止めさし中、銃声を聞きつけた被害者が鹿に近づいたが、止めさしが完全ではなかったため鹿に飛び掛られ転倒、負傷したもの
3	R1.10.17	8:30	大分	72	19	有害	転倒	猪	被害者が草刈作業をしていた場所に猪用のくくりわながあり、誤ってわなに足を取られて転倒・負傷したもの
4	R1.10.25	15:30	高知	70	50	有害	犬噛付き	猪	猟のため放されていた猟犬が自宅に帰る道中に、散歩中の犬とその飼い主に噛みついたもの
5	R1.12.20	14:30	山梨	57	19	狩猟	転倒	猪	設置していたくくりわなを被害者が誤って踏んでしまい、足を取られて転倒・負傷したもの

(4) 銃器関連 自損死亡事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	R2.2.11	15:00	山形	55	24	狩猟	暴発？ (詳細不明)	猪	猪の跡を追っている際に連絡が取れなくなり、杉林内で倒れているのが発見されたもの(死因は猟銃による)
2	R2.1.25	8:30	熊本	64	44	狩猟	暴発？ (詳細不明)	雉	銃を肩にかけた状態で転倒した等、銃に衝撃が加わったことにより暴発し死亡したとみられるもの

(5) 銃器関連 自損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H31.4.14	10:15	愛知	64	7	有害	暴発	鹿	狩猟後、銃の弾を抜こうとした際に誤って暴発させ、足を負傷したもの
2	R1.9.22	11:50	北海道	70	37	有害	自己不注意	アライグマ	散弾銃から弾を脱包し、薬室を開いたまま銃を置いたところ、薬室が閉まり指に弾を引き出すピンが刺さったもの
3	R1.11.9	12:00	新潟	77	43	有害	跳弾	熊	猪のくくりわなに熊がかかって暴れていたため、銃で撃ったところ、跳弾で負傷したもの
4	R1.12.18	14:05	大分	67	42	狩猟	暴発	猪	転倒し銃が倒れそうになったため支えようと手を出したところ、暴発し負傷したもの
5	R2.2.15	14:00	千葉	62	26	狩猟	自己不注意	鴨	銃を撃つ際、銃床を肩に当てないまま撃ってしまい、肩を負傷したもの

(6) 銃器以外 自損死亡事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H31.4.10	不明	北海道	85	45	有害	転落	鹿	鹿駆除中に誤って崖下に転落。翌日発見されたが死亡が確認されたもの
2	R1.7.19	13:00	宮城	88	51	有害	熊逆襲	猪	仕掛けたわなの見回り中、熊に襲われて負傷し、死亡が確認されたもの
3	H31.4.1	13:00	山口	78	5	有害	マダニ咬傷	猪	猪の解体中にマダニに咬まれたと思われ、溶連球菌による敗血症・多臓器不全にて死亡したもの
4	R1.9.28	9:00	和歌山	69	48	有害	疾病発症	鹿	有害駆除に出動後帰宅せず、林道の終点付近で死亡しているのを発見されたもの（死因：心筋梗塞）
5	R1.12.8	不明	岡山	69	39	有害	疾病発症	猪	有害駆除中に連絡が取れなくなり、翌日猟場で倒れているのが発見され死亡が確認されたもの
6	R2.1.3	12:15	高知	59	39	狩猟	滑落	鹿	狩猟中に滑落したものと思われ、川の中で死亡した状態で発見されたもの
7	R2.2.16	9:30	埼玉	70	35	狩猟	疾病発症	鹿	狩猟後、同行者が下山したところ倒れているのを発見し、死亡が確認されたもの
8	R2.2.9	9:50	徳島	74	21	指定管理	疾病発症	鹿	猟中に連絡が取れなくなり、猟友が確認しに行ったところ倒れているのを発見し、後に死亡が確認されたもの

(7) 銃器以外 自損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H31.4.12	10:00	高知	81	50	有害	猪逆襲	猪	わなに掛かっていた猪の止めさしの際に逆襲され、負傷したもの
2	H31.4.1	14:00	和歌山	65	10	有害	アナグマ逆襲	アナグマ	捕獲したアナグマを他の檻に移そうとした際に、逆襲を受け負傷したもの
3	R1.5.4	11:50	長野	86	55	有害	カモシカ逆襲	鹿	わなの見回りに出掛けた際カモシカが掛かっていたため、外そうとしたところ、逆襲され負傷したもの
4	H31.4.16	12:45	北海道	74	50	有害	ヒグマ逆襲	鹿	人材育成捕獲の下見に向かう途中ヒグマと遭遇し、発砲命中したが絶命せず、逆襲を受けて負傷したもの
5	H31.4.7	9:30	広島	79	60	有害	転落	猪	捕獲した猪を山より引出し中、ロープが切れたため崖から転落し、負傷したもの
6	R1.6.26	8:30	静岡	75	48	有害	猪逆襲	猪	わなに掛かった猪の止めさしが不十分だったため、逆襲され負傷したもの
7	R1.8.11	15:00	長野	61	24	有害	熊逆襲	猪	錯誤捕獲された熊の状態を確認しようとしたところ、ワイヤーが切れ、逆襲され負傷したもの
8	R1.8.31	7:30	宮崎	71	20	有害	猪逆襲	猪	防護柵内の猪を捕獲しようとした際、隠れていた別の猪に足を咬まれた他、銃を発砲するも泥が詰まっており、破裂し負傷したもの
9	R1.9.14	8:00	熊本	39	16	有害	マダニ咬傷	猪	有害駆除の際、山の中で右肩を虫に刺され、その傷から感染し熱が出たもの
10	R1.10.18	7:00	神奈川	72	44	有害	鹿逆襲	鹿	わなにかかった鹿に止めさし後近づいたところ、突然起き上がり突進され、3m程度の高さから落下、負傷したもの
11	R1.10.20	14:45	群馬	52	3	射撃	転倒	-	射撃場内の段差に躓き転倒した際、両手に銃器を保持していたため顔面を強打し負傷したもの
12	R1.11.15	10:30	群馬	65	12	狩猟	転落	猪	巻き狩り猟中、弾が命中した猪が転げ落ちてきて、急斜面で逃げ場がなく猪の下敷きになって滑落、負傷したもの
13	R1.11.29	13:00	岐阜	83	4	有害	狸逆襲	猪	わなに錯誤捕獲された狸を放獣しようとした際、狸が暴れ足に噛みつかれたもの
14	R2.1.25	9:30	兵庫	72	49	狩猟	猪逆襲	猪	わなにかかった猪に止めさしをしようとしたところ、猪の足がちぎれそのまま逆襲を受け負傷したもの
15	R2.2.16	12:30	神奈川	51	2	狩猟	滑落	鹿	狩猟中、雨のため足元が悪く、山の斜面で足を滑らせ、30m程滑落し、沢に転落したもの

狩猟事故共済普通保険約款

第1条(趣旨)

- この保険は、一般社団法人大日本猟友会(以下、「本会」という。)が定款第3条の規定の趣旨に基づき、本会の構成員の相互扶助の理念に即し、構成員の生活の安定と福祉の増進のため、狩猟事故による損害に備えるものである。
- 本会は、いかなる場合であっても、保険金の給付によって被保険者が金銭的利益を得るような共済は行わない。

第2条(用語の定義)

本約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。

- (1) 会員
本会の承認を受けた都道府県を1区域として設立する都道府県狩猟団体
- (2) 構成員
本会の会員である都道府県狩猟団体に属し、当団体を通じ本会の定める構成員納入金(本保険掛金を含む。)を納入した者
- (3) 被保険者
本保険の補償の対象となる者をいい、保険契約者のことを指す。
- (4) 保険期間
本会が保険責任を負う期間をいい、保険期間の詳細は第3条に定める。
- (5) 狩猟行為
次に掲げる行為をいう。
ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「法」という。)に定める狩猟期間中に行う法定猟法による狩猟鳥獣の捕獲等の行為
イ 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等の行為
ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する指定管理鳥獣の捕獲等の行為
- (6) 狩猟行為中
前号に掲げる狩猟行為を行っている間で、猟場(狩猟を行うとする場所)に足を踏み入れてから猟場を離れるまでを指し、猟場での獲物の運搬・解体並びにわな猟・網猟の場合のわな・網の設置及び設置後の見回り時を含み、猟場以外での交通乗用具利用時は含まない。また、前号イ及びウに掲げる行為に限り、関係行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」を含む。
- (7) 狩猟者登録
法に基づき、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に申請し登録すること
- (8) 審査委員会
本会内に設置する専門委員会である狩猟事故共済審査委員会

第3条(保険期間)

- 1 保険期間は、被保険者が狩猟免許の交付を受けた都道府県ごとに、次の1年間とする。
 - (1) 北海道 10月1日から翌年の9月30日まで
 - (2) 青森県、秋田県及び山形県 11月1日から翌年の10月31日まで
 - (3) その他の都府県 11月15日から翌年の11月14日まで
- 2 特例として、新規保険加入者に限り、次の期間に起きた事故についても本保険の給付対象とする。
 - (1) 他の都道府県に狩猟登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合
 - (2) 放鳥獣猟区(法第68条第2項第4号に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。)において、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合
 - (3) 法第7条の規定に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画を立て、法施行規則第9条に定める捕獲等をする期間より前に始期を設定した都道府県に狩猟者登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合

第4条(保険金の支払事由)

1 他損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は銃刀法に基づく指定射撃場(以下、「指定射撃場」という。)における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬及び被保険者が設置したわな等にかかった動物による咬刺傷等を含む。)において、もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき(以下、「他損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。ただし、公務員又はそれに準じる者であって、公務として従事する狩猟行為中の事故については、法令等に基づいて国又は地方公共団体から賠償又は補償が行われた場合は、保険金の全部又は一部を支給しない。(以下、この条について同じ。)

2 自損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬、野生鳥獣、わな等にかかった動物及びマムシ・スズメバチ等の有毒生物による咬刺傷等を含む。)もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故により、被保険者自身の生命又は身体を害したとき(以下、「自損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

3 狩猟行為関連疾病死亡保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症し30日以内に死亡したとき、あるいは、狩猟行為中の受傷や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(ただし、捕獲した野生鳥獣を食したことに起因する感染症等は含まない。)により発症から180日以内に死亡したときは、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

第5条(支払う保険金の額・他損事故保険金)

1 他損事故による死亡

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、被害者が死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

2 他損事故による傷害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

3 他損事故による後遺障害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、その直接の結果としてその他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級ごとの金額を、前項で算定した金額に付加して給付する。

4 被害者が親族の場合の事故

前3項の規定にかかわらず、被害者が被保険者と同居及び家計を共にする親族の場合には、第6条第1項から第3項の自損事故保険金として定める基準により算定した損害額を保険金として給付する。

5 係争等にかかる弁護士費用

第1項から第3項の事故に関し、係争等に係る弁護士費用等は、保険金の限度額の範囲内で、当該事故に係る保険金に加算することができる。

6 支払保険金の限度額

第1項から第3項及び第5項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに合算して4,000万円を限度とする。第4項の給付の場合には、傷害を受けた者1名ごとに合算して300万円を限度とする。

第6条(支払う保険金の額・自損事故保険金)

1 自損事故による死亡

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、事故のあった

日から180日以内に死亡したときは、300万円を保険金として給付する。

2 自損事故による傷害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その傷害が原因で通算7日以上通院又は入院したときは、180日を限度として、その日数(ただし、傷害を被った部位及びその症状に応じて別表2に定める日数を限度とする。)に1日につき3,000円を乗じて算定した金額を保険金として給付する。

3 自損事故による後遺障害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その直接の結果として後遺症を残したときは、別表3に定める区分に従って保険金を給付する。

4 支払保険金の限度額

第1項から第3項の給付は、1回の事故につき合算して300万円を限度とする。

5 他の身体の障害又は疾病の影響による減額

被保険者が第4条第2項の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害又は疾病の影響により、もしくは、同項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した身体の障害又は疾病の影響により傷害が重大となった場合には、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払う。

6 治療を怠ったことによる減額

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、もしくは被保険者又は保険金を受け取る者が治療をさせなかったことにより第4条第2項の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払う。

第7条(支払う保険金の額・狩猟行為関連疾病死亡保険金)

被保険者が第4条第3項に定める疾病により死亡したときは、次の金額を保険金として給付する。

- (1) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症した持病等に起因する疾病により30日以内に死亡したとき 20万円
- (2) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の受傷等や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(捕獲した野生鳥獣を食したことに起因するものは除く。)により180日以内に死亡したとき 100万円

第8条(保険金を支払わない場合)

次の各号の事由によって生じた事故については、本会は保険責任を負わない。

- (1) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故
- (2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故
- (3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故
- (4) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故
- (5) 被保険者が銃刀法に定める許可(以下「所持の許可」という。)を受けずに所持する銃器によって生じた事故
- (6) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故
- (7) 狩猟行為に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中(銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。))に起因する他損事故を除く。)の事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故
- (9) 第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者の飼育・使用する猟犬の咬傷等による事故のうち、当該猟犬による事故に関し過去に保険金の給付を行っているもの

第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- 1 本会で保険金を支払う第4条第1項の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算定した支払責任額の合計額が損害額以下のときは、当会はこの保険契約の支払責任額を支払保険金の額とする。
- 2 第1項に定める支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当該事故による損害額をそれぞれの保険契約のてん補限

度額の割合によって算定した金額を本会の支払責任額とする。ただし、この保険契約の保険金額を限度とする。

第10条(保険料の払込方法等)

当保険の申込については、本会の構成員が、都道府県狩猟団体を通じて現金の一括払いにより構成員納入金を払い込むことにより、当保険の保険料を払い込んだものとする。保険料を払い込んだ構成員には、保険契約者証等を交付する

第11条(詐欺による取消)

保険契約の締結に際して、被保険者又は保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、本会は、審査委員会の決定に基づき、保険契約を取り消すことができる。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

第12条(不法取得目的による無効)

被保険者が保険金を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

第13条(告知義務)

保険契約締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、申込書又は告知書において本会が告知事項として質問した事項については、被保険者はその書面により告知することを要する。

第14条(通知義務)

被保険者は、保険契約の締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、所属する都道府県狩猟団体を通じて、遅滞なく本会に通知しなければならない。

- (1) 都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき
- (2) 住所又は通知先を変更したとき

第15条(告知義務違反による解除)

- 1 被保険者が第13条の規定により本会が告知を求めた事項について故意又は重大な過失により事実を告げなかった場合、あるいは、事実でないことを告げた場合には、本会は将来に向かって保険契約を解除することができる。
- 2 この場合、本会は保険金の支払事由が生じた後でも保険契約を解除することができ、保険金を支払わない。また、すでに保険金を支払っていた場合には、その全額の返還を請求することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかった場合には、保険金を支払う。
- 4 保険契約の解除は、被保険者に対する通知により行う。

第16条(告知義務違反による解除ができない場合)

本会は、次のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。

- (1) 本会が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていた場合又は過失により知らなかった場合
- (2) 本会のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下、「保険媒介者」という。)が、保険契約者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げた場合
- (3) 保険媒介者が、保険契約者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと又は事実でないことの告知をすることを勧めた場合
- (4) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過した場合
- (5) 保険契約が初年度契約の契約日から起算して2年を超えて有効に継続した場合

第17条(重大事由による解除)

- 1 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を将来に向けて解除することができる。
- (1) 被保険者が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合
- (2) 保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合
- (3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合

(4)前3号に掲げるもののほか、被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由があった場合

2 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができる。この場合、前項各号の事由の発生時以後に支払事由が生じていた場合には保険金を支払わない。また、既に保険金を支払っていた場合には、その返還を請求することができる。

3 本条による解除は、被保険者に対する通知によって行う。

第18条(受益資格の得喪)

被保険者は、都道府県狩猟団体を通じて構成員納入金を納入したときにこの保険契約による補償を受ける資格(以下、「受益資格」という。)を取得し、構成員資格を喪失したときに受益資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が第6条に定める自損事故又は第7条に定める疾病死亡のときはこの限りでない。

第19条(保険契約の解約)

被保険者は、次の各号に該当する場合には、所定の書類により請求することで将来に向かって保険契約を解約することができる。

(1)狩猟免許の取消、効力の停止、失効

(2)狩猟者登録の抹消、取消

第20条(保険料の返戻)

前条の規定により保険契約を解約した場合には、既に払い込まれた保険料から、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻する。

第21条(損害防止義務)

被保険者は、事故が発生したときは、損害の拡大を防止しこれを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠った場合には、本会は保険責任を負わないことがある。

第22条(事故発生概況報告)

1 被保険者又はその遺族は、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、都道府県狩猟団体の長を経由して、事故発生概況報告書を提出しなければならない。ただし、被保険者の事故による重度の受傷等により提出が著しく困難である場合はその限りではない。

2 被保険者又はその遺族が正当な理由なく前項の報告を怠った場合は、本会は保険金支払の責に任じないことがある。

第23条(保険金の請求)

1 被保険者又はその遺族が保険金を請求する場合には、事故発生後1ヶ年以内に、別表4に定める書類及び本会が必要に応じて求めるその他の書類を提出しなければならない。

2 被保険者が意識不明等により請求することができない場合には、その成年後見人からの請求により成年後見人に保険金を支払うことができる。成年後見人からの請求が困難な場合には、その遺族に当たる全員が連署した書面により選任した代表者が請求できるものとし、この場合、別表4に定める書類のほか、本会が必要に応じて求める書類を提出しなければならない。

3 被保険者に本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合の他損事故保険金の請求については、当該損害保険会社から必要書類を添付の上請求することができるものとする。

第24条(保険金の支払時期等)

1 本会は、保険金の請求をうけたときは、審査委員会で済金の給付額を裁定し、当該請求書を受理した日から原則として90日以内に、被保険者、その遺族、遺族の代表者又は成年後見人(以下、「被保険者等」という。)の指定する預貯金口座への振込みにより保険金を支払う。

2 前項の裁定をするため特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、確認が必要な事項及びその裁定を終えるべき時期を被保険者等に対して通知するものとする。

3 前項の照会又は調査に際し、被保険者等が正当な理由なく当該確認を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項の期間に算入しないものとする。

4 前条第3項の損害保険会社による請求によらず、被保険者自らの請求による他損事故保険金を被保険者に支払う場合には、当該被保険者の被害者に対する事故賠償金の支払いを確認した上でこれを行うものとする。

第25条(保険金支払後の保険契約)

第5条により支払う保険金の額が限度額に到達した場合でも、保険契約は消滅しない。

第26条(保険契約の更新)

1 本会は、被保険者に対して、保険期間満了日までに更新前契約の満了及び更新について通知する。

2 被保険者は、契約を更新しない場合又は契約内容の変更(第13条に定める告知事項の変更を含む。)を求める場合には、保険期間満了日までに本会へ通知しなければならない。

3 被保険者から前項の通知がなく更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合には、保険期間満了日の翌日を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新する。

4 更新後の契約については、更新日における普通保険約款その他の規定及び保険料率を適用する。

5 本条の規定により保険契約を更新したときは、被保険者に対して保険契約者証等を交付する。

第27条(更新時における保険料の増額又は減額等)

1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険契約の更新に際して、行政庁の認可を得て次の変更を行うことがある。

(1)保険料を増額し又は保険金額を減額すること

(2)保険契約の更新を行わないこと

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了日の2ヶ月前までに被保険者に通知する。

第28条(保険金の減額等)

1 第4条第1項に定める他損事故の被害者が第1種又は第2種銃猟構成員である際に、狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において当該被害者に本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった順守義務違反が認められる場合には、第8条の事由に該当しない場合であっても、審査委員会の裁定により支払うべき保険金の額の5%の額を上限として減額することができる。

2 第4条第1項又は第2項の事故の際に、第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者に次の順守義務違反が認められる場合は、別表5により、被保険者又は保険金請求者である損害保険会社に支払うべき保険金の減額、もしくは、被保険者に対して被害者に支払うべき事故賠償金の一部に相当する本人負担金の請求をすることができる。

(1)狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において、本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった場合

(2)狩猟行為中に、大粒散弾(6粒～15粒/弾)を使用した場合

第29条(保険期間中の保険料の増額又は保険金の削減)

1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険期間中において、行政庁の認可を得て保険料を増額又は保険金額を減額する変更を行うことがある。

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可取得後直ちに、その対象となる被保険者に通知する。

3 保険金給付に充当すべき額は、行政庁の認可を得てこれを定め、この普通保険約款に基づき給付する保険金の給付総額は、保険期間を通じ責任準備金の額をもって限度とする。

第30条(保険金の裁定についての異議申立)

1 保険金の裁定に不服のある被保険者等は、裁定通知を受けた日から30日以内に本会に対し異議の申し立てを行い、再審査を請求することができる。

2 本会は、審査委員会において異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば再度保険金の給付の有無及びその金額を裁定しなければならないものとする。

第31条(保険金請求権時効)

被保険者等は、事故が発生したときは、事故のあった日から1

年以内に保険金の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から3年間に限り保険金を請求することができるものとし、3年を経過した場合には保険金を請求する権利を失い、本会は保険責任を負わないものとする。

第32条(再請求についての制限)

被保険者等は、同一の事故について2回以上保険金を請求することはできない。

第33条(保険金の給付順位)

- 1 被保険者が第6条の事故又は第7条の疾病により死亡したときは、保険金はその遺族が請求しかつ受領する。
- 2 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

第34条(受給権の処分禁止)

- 1 被保険者等は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。
- 2 前項の規定に違反しこれを譲り渡し又は担保に供しても、これをもって本会に対抗することができないものとする。

第35条(被保険者相互の事故)

被保険者相互の事故については、損害賠償金を支払う義務を有する被保険者又はその代理人である損害保険会社のみが保険金を請求することができるものとする。

第36条(訴訟の提起)

保険金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。

第37条(準拠法)

本普通保険約款に規定のない事項は、関係法令によるものとする。

附 則(令和元年6月18日)

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

附 則(令和元年8月23日)

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で、失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	2,358万円
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい畸形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指を失ったもの	2,000万円
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの	1,672万円
第8級	1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手の拇指を含み2の手指を失ったもの 4 1手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に仮関節を残すもの 9 1下肢に仮関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	1,344万円
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手の拇指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3の手指を失ったもの 13 1手の拇指を含み2の手指の用を廃したもの 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当な醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの	1,044万円
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 3 14齒以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	806万円

別表1 後遺障害給付基準(他損)

等級	後遺障害	てん補限度額
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢を肘関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢を膝関節以上で、失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの	4,000万円
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの	3,552万円
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	3,134万円
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 1下肢を膝関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	2,746万円

第10級	5 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 6 1 手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2の手指を失ったもの 7 1 手の拇指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの 8 1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1 足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	806万円
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に奇形を残すもの 8 1 手のなか指又はくすり指を失ったもの 9 1 手の示指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの 10 1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 11 胸腹部臓器に障害を残すもの	598万円
第12級	1 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 6 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に奇形を残すもの 9 1 手のなか指又はくすり指の用を廃したもの 10 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11 1 足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12 局部に頑固な神経症状を残すもの 13 外貌に醜状を残すもの	418万円
第13級	1 1 眼の視力が0.6以下になったもの 2 1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 4 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 1 手の小指を失ったもの	268万円

第13級	6 1 手の拇指の指骨の一部を失ったもの 7 1 手の示指の指骨の一部を失ったもの 8 1 手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの 9 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 11 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指を廃したもの	268万円
第14級	1 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1 手の小指の用を廃したもの 7 1 手の拇指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 8 1 手の拇指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの 9 1 足の第3の足指以外の1又は2の足指の用を廃したもの 10 局部に神経症状を残すもの	150万円

(上記表中用語：拇指→おや指 示指→ひとさし指)

【補足】

- 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 手指を失ったものとは、拇指は指関節、その他の手指は第1関節以上を失ったものをいう。
- 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、または中手指関節もしくは第1指関節(拇指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節もしくは第1指関節(第1の足指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては、等級を次の通り繰り上げる。
 - 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害1級を繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する共済金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の共済金額を下回るときは、前記合算額を採用する。
 - 第8級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰り上げる。
 - 第5級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害3級を繰り上げる。
- 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる共済金額から既にあった障害の等級に応ずる共済金額を控除した金額を共済金額とする。

■別表2 部位症状別給付限度日数(自損)

		部 位 (単位:日)											
		頭 部	顔 面 部				頸 部	胸部、腹部、背部、腰部 又は臀部		上 肢		下 肢	
			眼、耳、 歯牙を除く 顔面部	眼	耳	歯 牙		胸腹部 (含、胸骨・肋 骨・肩甲骨)	背部・腰部・ 臀部 (含、腸骨)	手指を 除く上肢	手 指	足指を 除く下肢	足 指
症 状	打撲、ねん挫、挫傷、擦過傷、 筋・腱の不全断裂	11	21	21	11	—	11	11	11	11	11	11	
	挫創又は挫減創 (含、動物による咬傷)	21	21	—	21	—	21	21	21	21	21	21	
	骨折又は脱臼	90	32	—	—	—	90	32	90	53	32	63	53
	欠損又は切断	—	32	—	21	11	—	—	—	90	32	105	45
	筋又は腱の断裂(完全に切断され た状態)	—	—	—	—	—	—	—	—	53	32	53	21
	神経(脊髄を除く)の損傷又は 断裂	180	63	90	—	—	105	—	105	53	32	53	21
	脊髄の損傷又は断裂	—	—	—	—	—	180	—	180	—	—	—	—
	頭蓋内の内出血又は血腫 もしくは眼球の内出血又は血腫	90	—	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	臓器の損傷又は破裂もしくは 鼓膜、眼球の損傷又は破裂	—	—	45	21	—	—	90	—	—	—	—	—

(注1) 表中の各症状に該当しない傷害又は治療の実態と著しく乖離している日数については、審査委員会にて個別案件ごとに検討する。

(注2) 同一事故により複数の傷害を負った場合は、最も多い日数に該当する症状及び部位を適用する。

■別表3 後遺障害給付基準(自損)

区 分	てん補限度額 (万円)
1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき	300
(2) 片目が失明したとき	180
(3) 片目の視力が著しく低下したとき	15
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	240
(2) 片耳の聴力を全く失ったとき	90
(3) 片耳の聴力が著しく低下したとき	15
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	60
4. 咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼又は言語の機能を全く失ったとき	300
(2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	105
5. 外貌(顔面、頭部、頸部)	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	45
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cm瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残すとき	9
6. 脊柱の異常	
(1) 脊柱に著しい変形又は著しい運動障害を残すとき	120
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	90
(3) 脊柱に変形を残すとき	45
(4) 椎骨の圧迫骨折により脊柱に変形を残すとき	15
7. 腕(手関節より上部)、脚(足関節より上部)の障害	180
(1) 1腕又は1脚を失ったとき	150
(2) 1腕又は1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く廃したとき	105
(3) 1腕又は1脚の3大関節中1関節以上の機能を全く廃したとき	15
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき	15
8. 手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節より上部で失ったとき	60
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	30
(3) 拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき	24
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	15
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	30
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	24
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	15
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	9
10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	300
11. 上記1.から10.以外の障害であって、残された症状が将来においても回復できない重大な障害に至ったもの、又は身体の一部の欠損については、医師の診断書等により慎重に審査し、決定する。	—

■別表4 保険金請求書類

請求する保険金の種類	必 要 書 類
他損事故保険金	[被保険者が請求する場合] ・ 保険金請求書 ・ 医師診断書 ・ 被害者の診療明細書 ・ 所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・ 狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・ 鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・ 猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・ 被害者の事故発生時の前年度における所得を証する書類 ・ 被害者が死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・ 後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・ 猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し ・ 事故の状況を証する写真 [損害保険会社が請求する場合] ・ 別途定める保険金請求書及び添付書類
自損事故保険金	・ 保険金請求書 ・ 医師診断書(原則として通院又は入院の通算日数が30日を超える場合に限る。) ・ 病院等が発行する通院又は入院に関する証明書又は医療費支払いに関する領収証等の写し ・ 所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・ 狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・ 鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・ 猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・ 死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・ 後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・ 猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し ・ 事故の状況を証する写真
狩猟行為関連疾病死亡保険金	・ 保険金請求書 ・ 死亡診断書(疾病と死亡との関係を明らかにするもの) ・ 死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・ 所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の証明書 ・ 狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・ 鳥獣捕獲行為中の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・ 猟銃による狩猟行為中の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・ 疾病発症や動物による咬傷等の状況を証する写真

■別表5 保険金から減額する又は請求できる本人負担金の金額

順守義務違反の内容	減額又は請求できる金額
大日本猟友会安全狩猟ベスト・帽子の双方を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、自損事故の場合は10万円、他損事故の場合は200万円を限度とする。)
上記帽子を着用し、ベストを着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の70%(同上)
上記ベストを着用し、帽子を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の30%
大粒散弾を使用した場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、他損事故の場合は200万円を限度とする。)

重要事項説明書

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が狩猟中等の対象事故により、他人に怪我をさせた場合や、自身が負傷した場合、あるいは狩猟中の疾病により死亡した場合等に共済保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

*本共済保険はその趣旨等から、「狩猟行為中」の事故に補償対象を限定しているなど、支払可否や支払基準、支払方法等について損害保険会社のハンター保険等とは相違がある場合があります。

①<他損事故>被保険者が狩猟行為中(射撃練習を含む。以下同じ)の事故(第1種狩猟登録者である被保険者については銃器の暴発に起因する事故を含む。以下同じ)において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

②<自損事故> 被保険者が狩猟行為中の事故において、自身の生命・身体を害したとき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

*事前の「見切り」(下見)は、狩猟行為中とは見なされません。(但し、有害捕獲に関わる行政からの依頼・要請・指示を受けた場合を除く。)

*猟場以外(処理場、解体作業場等や林道などの公道上等)での事故は、狩猟行為中とは見なされず、支払対象とはなりません。

*傷害保険金の認定(給付対象)日数は、実際の入通院実績等に応じますが、受傷部位と症状による限度があります。

③<狩猟中疾病死亡> 被保険者が狩猟行為中に、事故以外の原因により発症し30日以内に死亡したとき、又は狩猟中の行為に起因する疾病により180日以内に死亡したときに保険金をお支払いします。

④【保険金をお支払いできない主な場合】 次のいずれかの事由によって生じた事故については、本会は、保険金をお支払いしません。

a)被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故

b)法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故

*公道上での発砲による事故は支払対象とはなりません。

c)法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故(鳥獣捕獲許可を受けた場合を除く。)

d)被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けないで鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故

*行政機関からの要請・依頼等による緊急捕獲活動時の事故については、その要請・依頼等の事実を証する書面の提出が必要です。

e)被保険者が銃刀法に定める許可(以下、「所持の許可」という。)を受けないで所持する銃器によって生じた事故

f)被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故

g)狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中の事故

*スノーモービルは交通乗用具と解され、搭乗走行中の事故は支払対象とはなりません。

h)地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故

i)被保険者の使用する猟犬の咬傷(当該猟犬の咬傷による事故で、過去に保険金の給付を行なっている場合に限る。)による事故

(3) 保険期間・保険の更新について

①中途契約者を除き、原則として1年間(狩猟期の始期日から翌年の狩猟期の始期日の前日まで)。中途契約者も保険期間の終期は同一です。

②被保険者又は一般社団法人大日本猟友会のどちらか一方より書面で別段の意思表示がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期(都道府県により同一ではありません。)を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新します。

(4) 引受条件

この共済保険は、保険金額(てん補限度額)が、①<他損事故>(被害者1名につき)4,000万円、②<自損事故>(1事故につき)300万円/(傷害日額)3,000円、③<狩猟行為関連疾病死亡>100万円又は20万円(持病等による場合)、で固定、かつ①~③の3種目セットでの引受のみとなります。

2. 保険料及び保険料払込方法

この共済保険の保険料は、第1種銃猟構成員が1500円、それ以外の構成員が750円で、払込方法は契約時に現金一括払(構成員納入金に含まれています。)となります。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済保険には満期返れい金、契約者配当金はありません。

4. 契約申込の撤回等(クーリングオフ)

この共済保険の保険期間は1年であることから、契約申込後に契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

5. 告知義務・通知義務等

(1)加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者が、他に同種の保険契約(ハンター保険等)を締結している場合には、必ずその内容をご申告下さい。

(2)加入後における注意事項(通知義務等)

保険契約の締結後、①都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき、②契約者構成員が住所を変更したとき、のいずれかの場合には遅滞なく本会に通知して下さい。また、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、事故発生報告書を提出して下さい。

6. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料を払い込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても保険金をお支払いできません。

7. 保険金をお支払いしない主な場合等(主な免責事由)

(1)保険金をお支払いしない主な場合

上記1. (2)④【保険金をお支払いできない主な場合】をご参照下さい。

(2)重大事由による解除

以下の①~③の事由により本会がご契約を解除した場合には、それらの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

①被保険者又は保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取る目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

②この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。

③上記①②のほか、本会の被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

8. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

この保険の保険料の払込方法は、都道府県狩猟団体を通じての現金一括払いのみの取扱いで、払込み猶予期間等は設定しておりません。

9. 解約と解約返れい金

狩猟免許の取消、効力の停止、失効や狩猟者登録の抹消、取消の場合には、将来に向かってのご契約の解約が可能です。また、その場合、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻します。死亡保険金をお支払いするケガによって被保険者が死亡された場合は、その被保険者の保険料は返還しません。

10. 共済保険事業破綻時等の取扱い

本共済保険事業の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約時の返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

11. 個人情報の取扱いについて

本契約に関する個人情報を本契約の履行のために取得・利用し、業務委託先等に提供を行う場合があります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外には利用しません。

「ポスターの女性」 紹介



本年度の「狩猟免許試験事前講習会用ポスター」のモデルは、高知県猟友会所属の高川絵理さんと西森規奈美さんです。お二人とも練習熱心で、高橋高知県猟会長イチオシの若手女性ハンターです。

高知県は、人口に対する会員（女性会員も）の割合が全国一高い、まさに「狩猟県」であり、両人ともその中に交り、先輩ハンターからの薫陶を受けて、今まさに成長中といったところとお見受けしました。

ポスターの写真は、2月上旬の射撃練習に同行して撮影したもので、一緒に参加した先輩ハンターが熱心に指導されていたのが印象的でした。

高川絵理さん



プロフィール

高知県東土佐猟友会所属、第一種銃猟免許保有。秋田県生まれ、高知市育ち。現在高齢者介護施設で勤務。

ひと言

害獣の存在を知り狩猟や射撃にも興味を持ち、銃猟免許を取得しました。ポスター掲載で、女性はもとより若い方から沢山の応援メッセージをいただきました。若手ハンターの増加や害獣に苦しんでいる方が減るよう、先輩の教えに学び精進していきたいと思っています。

西森規奈美さん



プロフィール

高知県佐川地区中央猟友会所属、第一種銃猟及びわな猟免許保有。佐川町出身。大阪の専門学校卒業後、地元の佐川町に帰郷。

ひと言

狩猟は世間でいろいろな意見がありますが、野生鳥獣と向き合うことはいずれ誰かがやっていかなければならないことなので、先輩達の経験を見聞きさせてもらいこれからも頑張ります！

令和2年度 日猟会報 (JAPAN HUNTERS ASSOCIATION NEWSLETTER) (通巻第46号)

発行日 令和2年9月1日

編集・発行者 一般社団法人 大日本猟友会

会長 佐々木 洋平

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11

TEL (03)3234-8080

印刷所 佐川印刷株式会社

*本紙は再生紙及び環境にやさしいインクを使用しています

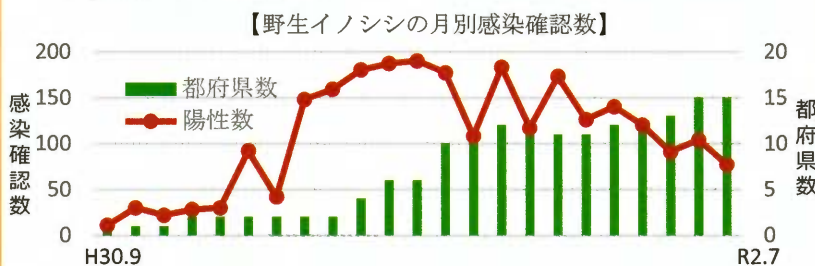


CSF（豚熱）対策へのご協力をお願いします



CSFについて

- 平成30年9月に我が国では26年ぶりにCSFの発生が確認され、野生イノシシでも感染が確認されました。
- 野生イノシシでは、これまでのべ17都府県で2,535件（令和2年7月末時点）が確認されており、現在も野生イノシシでの感染が継続しています。
- 大日本猟友会会員の皆様のご協力もいただき、野生イノシシの捕獲強化や経口ワクチンの散布等の対策を実施しています。



狩猟者の皆様への3つのお願い

①自治体等からの要請によるイノシシの捕獲強化への協力

- ・ CSFの感染拡大を防ぐためには、イノシシの生息密度を低下させる必要があります。このため、各自治体等ではイノシシの捕獲強化を進めていますので、今後も引き続き、捕獲への協力をお願いします。
- ・ 死亡イノシシを見つけた際は、発見場所の自治体へ連絡をお願いします。

②捕獲の際の消毒等の徹底

- ・ CSFウイルスは血液や唾液、糞尿等を通じて、感染が拡大してしまうおそれがあります。このため、CSF発生地域での捕獲時には防護服の着用や消毒の徹底をお願いします。
- ・ 衣類や靴、自動車のタイヤまわりなど、イノシシの血液や唾液、糞尿等が付着している可能性がある場所はすべて消毒するようにしましょう。
- ・ CSF発生地域で捕獲等を行った際は、念のため養豚関連施設への立入りは控えるようにしましょう。

③食用への利用について

- ・ CSFは人には感染しないため、イノシシの肉を食用としても問題はありません。
- ・ 肉や血液に付着したウイルスによって感染を拡大してしまうおそれがあることから、食用とする場合も自家消費とし、他人への譲渡や他地域への持ち出しは控えるようにしてください。
- ・ 残渣等についても、ウイルスが付着している可能性があることから、野外に放置したり、えさ等として利用せず、適切に廃棄をしてください。なお、屋外のゴミ箱等に一時的に保管したり、捨てる場合もイノシシ等の野生動物が食べないよう管理を徹底してください。

- CSFに関する最新情報（農林水産省HP）



- 「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（環境省HP）





銃猟は安全最優先

足場の確認

矢先の確認

獲物の確認

脱包の確認

⚠ 猟友会構成員の皆さんへ

特に、
くくりわな猟
は**注意!**

安全狩猟に努めましょう!

近年、わな猟でイノシシに逆襲される事故が多発しています。
止めさし時などには十分注意して下さい!

また、くくりわなのワイヤーはしっかりと固定し、十分強度がある新しいワイヤーを使用しましょう!